

No. **152**

2021. 夏号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



お盆のおやしき



長野県行政書士会

70th
ANNIVERSARY

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 お盆のおやき

おやきは、長野の郷土食として今や全国に知られた存在となりました。

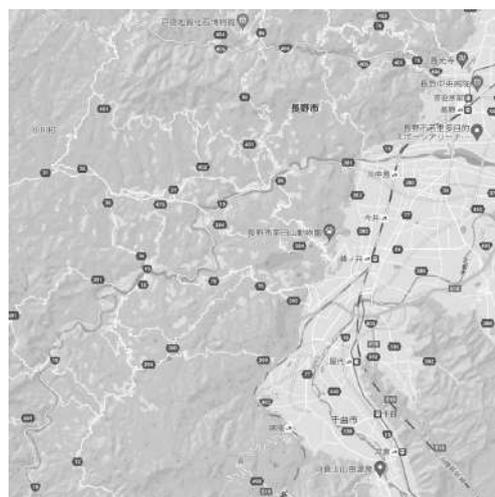
とくに善光寺平周辺地域では、お盆やお彼岸などにおやきを供する一方、日常の軽食としてもよく食べられ、食文化として深く浸透しています。

この地域のおやきのルーツは、善光寺平西縁山間部の「西山」と呼ばれる地域でつくられる、灰の中で焼く形式のもので、これが善光寺平の低地部に伝わるに従い、蒸かしたり、蒸かしたものをさらに焼いたりする調理法に変遷して行ったのだそうです。ちなみに、安曇野地方も西山と同じ灰焼きおやきで、地理的に見て同じルーツと考えてよいでしょう。

そもそも、「おやき」とは「焼き饅頭」の「饅頭」が省略された名称です。饅頭は禅僧が南宋から持ち帰り、肉を避けて餡に小豆や野菜を使ったのが始まりとされていますので、確かに、「野菜を使った饅頭（菜饅頭）」を「焼く」西山のおやきが、この地域のおやきのルーツと言うのも頷けます。

ところで全国的に見ると、菜饅頭は寺院ではよく軽食に用いられたものの、一般には麺類の方が重宝されたため定着しなかったとも言われています。実際、諏訪地域にはおやき文化が無いそうですから、北信地域でこれほどおやきが食文化として定着したのは、なにか特別の理由があったのでしょうか。大変興味深いところです。

(写真提供：信州おやき協議会)



目 次

会長就任挨拶	2
定時総会開催報告	3
	・役員名簿…………… 6
	・支部長名簿…………… 7
令和3・4年度各部等担当者	8
	・各部等担当者名簿…………… 11
日行連総会	12
新規登録者 必須研修会	13
	・受講生の紹介…………… 18
新入会員 登録証交付式	22
事業報告	25
	・長野信用金庫との包括的連携協定締結のご報告…………… 25
業務資料	29
	・産業廃棄物処理業等の許可申請等に係る手引の改定について（通知）…………… 29
	・申請取次申出書等の様式変更のお知らせ…………… 33
	・「建設業許可の手引」の改正について（通知）…………… 38
	・届出済証明書の更新手続きにおける理由書及び VOD（ビデオ・オン・デマンド） 方式における実務研修会修了証書の取扱いについて（お願い）…………… 40
	・市街化調整区域における開発許可申請等について（通知）…………… 44
	・「経営事項審査申請書作成の手引」の改正について（通知）…………… 50
	・公証人役場の移転について…………… 52
	・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートの申込 終了に伴う交付代行及び頒布業務における取扱いについて（周知のお願い）…………… 53
お知らせ	55
	・長野県行政書士会会則施行規則の一部改正について…………… 55
	・会員名簿掲載内容の確認について…………… 58
	・令和3年春の褒章・令和3年度総務大臣表彰…………… 59
	・令和3年度行政書士試験のご案内…………… 60
	・職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い…………… 61
	・斡旋物一覧・長野県収入証紙の販売について…………… 61
	・会員専用ページの ID・パスワードについて…………… 62
会議報告	63
長野県行政書士 政治連盟のページ	67
	・会長あいさつ…………… 67
	・定期大会開催報告…………… 68
	・規約改正について…………… 69
	・佐久市長・小諸市長表敬訪問…………… 70
就任のごあいさつ	71
会員の動き	71~72
	・入会・退会・単位会変更・法人会員・ご逝去…………… 71~72
編集後記	72

ご挨拶



長野県行政書士会
会長 山本 準一

長野会会員の皆さまこんにちは。先般開催されました本会定時総会におきまして4期目の会長に就任をいたしました。あらためてご支援賜りました会員の皆さまに厚く御礼申し上げます。また、日頃から本会会務執行につきまして、ご支援ご協力を戴いておりますこともあわせて感謝申し上げます。

私は6年前に会長に就任し、会員の共助と共生、相互扶助そして融和と結束を基本理念に掲げ、会務運営に努めてまいりました。

日行連の基本方針であります「地域との共生」、「役所との共生」、「他士業との共生」、「外国人（多文化）との共生」等も含め、あらゆる分野で抗うことなく共存共栄をスローガンとして活動しています。然しながら行政書士全体の不利益や法定業務侵害等に関する事案については毅然として臨んでいるところです。

今後も引き続き行政書士制度発展のため会務遂行に全力で努めてまいる所存ですので、よろしくお願いいたします。

昨年は経済産業省、中小企業庁の要請により、コロナ禍で苦しんでいる中小企業、小規模事業者の支援策である「持続化給付金申請」、「家賃支援給付金申請」サポートを相談員を派遣して行いました。また、今年になってからは緊急事態宣言の影響緩和に係る「一時支援金」や「月次支援金」の申請のための事前確認を行う「登録確認機関」に行政書士が指定されました。

また、全国234万施設の事業所で組織する生活衛生同業組合中央会より日行連を通じて組合員への各種の支援金、協力金や助成金申請等の経営サポートの支援要請があり、各単位会で支援活動が行われています。

本会においては今年1月より長野県からの委託事業で「長野県外国人材受入企業サポートセンター」を開設し、人材難に苦慮している地域の中小企業のサポートを行っています。このように、行政側からの要請により行政書士の活用が増えてきています。行政に一番近い国家資格者としてより多くの分野においての利活用をお願いし、しっかりとアピールしていきたいと思っております。

本会では新年度から「業務対策部」と「デジタル推進特別委員会」の部署を立ち上げ、時代の変革に対応した組織を構築しました。

本年6月4日から施行されました行政書士法の一部改正では第1条に国民の権利利益の実現に資するという目的が明記されました。

社会の多様性ととともに、行政書士業務も多様化してきている現状下において、付帯密接関連業務の範囲で行政書士法上、法定外業務も、準法定業務と位置づけられ、国民の権利利益に関わる業務が拡大していくものと確信しています。

まだまだ、収束が見えないコロナ禍の状況ですが、ピンチがチャンス、そして変化がチャンス。そしてこれからのデジタル化（電子申請）の波を、行政書士が大きく飛躍する起爆剤にしなければならないと考えています。

最後に会員の皆さまの今後益々のご発展と、ご健勝をあわせてご祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

定時総会開催報告

令和3年度定時総会が5月25日(火)午前11時より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

1 司 会 佐藤総務副部長

2 正副議長 議長 宮本 徹代議員 (長野支部)
副議長 山田訓之代議員 (佐久支部)

3 議事録署名人 良川泰章代議員 (長野支部)、本藤公彦代議員 (長野支部)

4 議案審議

第1号議案	令和2年度事業報告	賛成多数により可決承認されました。
第2号議案	予算流用報告	賛成多数により可決承認されました。
第3号議案	欠損処分	賛成多数により可決承認されました。
第4号議案	令和2年度決算報告	賛成多数により可決承認されました。
第5号議案	会則の一部を改正する会則 (案)	賛成多数により可決承認されました。
第6号議案	令和3年度事業計画 (案)	賛成多数により可決承認されました。
第7号議案	令和3年度予算 (案)	賛成多数により可決承認されました。
第8号議案	綱紀委員の選任	下記の者が選任されました。(敬称略)
佐久支部	木内 和政	諏訪支部 坂本 勇喜
伊那支部	平沢 友子	松本支部 長田 文雄
長野支部	小林 良美	

第9号議案 役員の選任 下記の者が選任されました。(敬称略)

会 長

長野支部 山本 準一

長野支部山本準一会員が立候補し、本会会長選任規則第24条に基づき無投票当選により、山本準一会員が会長に選任された。

副会長

佐久支部 荻原 政吉
諏訪支部 赤羽 康志
伊那支部 赤羽 公彦
松本支部 松島 茂行

理事

佐久支部 渡邊 博昭
上田支部 土屋 帝
諏訪支部 上島 聡 木村 和彦
伊那支部 春日 博幸
飯田支部 久保田 学
松本支部 岡田 忠興 小野 清仁 奈良木利邦 三浦 洋子
長野支部 和田 英幸 鈴木 潤 小西 勝
北信支部 廣瀬 繁

監事

伊那支部 香山百合子
松本支部 土屋 眞一



会長あいさつ



ご来賓の皆様



表彰式



議長・副議長あいさつ



総会

令和3年春の褒章

褒章受章者御芳名

黄綬褒章 宮澤良康（諏訪）

令和3年度

受賞者御芳名

○長野県知事感謝状

小泉俊博（佐久） 若林政夫（上田） 林辰幸（上田）
坂本勇喜（諏訪） 小口敬子（諏訪） 赤羽康志（諏訪）
清水博（飯田） 山本準一（長野） 小林良美（長野）

以上 9名

○日本行政書士会連合会関東地方協議会会長表彰状

柳澤誠（上田） 春日博幸（伊那） 木下茂（飯田）
松島茂行（松本）

以上 4名

○長野県行政書士会会長表彰状

藤森ひろ子（諏訪） 常盤光秀（諏訪） 岡田忠興（松本）

以上 3名

○長野県行政書士会会長感謝状

中塚千夏（上田） 金井剛（上田） 宮下武（伊那）
串原義隆（飯田）

以上 4名

※敬称略、（ ）内は、所属支部名

役 員 名 簿

役職名	氏 名	郵便番号	事 務 所	電話番号
会 長	山本 準一	381-0034	長野市大字高田908番地 1	026-227-7066
副会長	赤羽 康志	392-0011	諏訪市赤羽根 3-30	0266-58-9765
〃	松島 茂行	398-0002	大町市大町5659番地 9	0261-23-7456
〃	萩原 政吉	385-0051	佐久市中込3097番地 1 キーフトショップ 2 階北号	0267-78-3320
〃	赤羽 公彦	399-0421	上伊那郡辰野町大字辰野2155番地	0266-41-3834
理 事	渡邊 博昭	389-0208	北佐久郡御代田町大字茂沢379番地13	0267-46-1056
〃	土屋 帝	389-0515	東御市常田613番地 2 東	0268-62-3479
〃	上島 聡	392-0016	諏訪市大字豊田1531番地11	0266-53-9559
〃	木村 和彦	394-0083	岡谷市長地柴宮 3-14-15	0266-28-1299
〃	春日 博幸	396-0013	伊那市下新田3110番地 3 コーポ 174 1 B	0265-74-0477
〃	久保田 学	395-0003	飯田市上郷別府1235番地	0265-49-4213
〃	岡田 忠興	390-0872	松本市北深志 3-8-2 サンビレッジ 開智A201	0263-33-8448
〃	小野 清仁	399-0002	松本市芳野 1-3	0263-27-3180
〃	奈良木 利邦	390-0875	松本市城西 2 丁目 1-6 佐野ビル 2 F	0263-88-7333
〃	三浦 洋子	399-0037	松本市村井町西 1 丁目19番44号	0263-86-8082
〃	和田 英幸	387-0011	千曲市杭瀬下三丁目86番地	026-261-3360
〃	鈴木 潤	389-1103	長野市豊野町蟹沢2857番地 ステラ103号室	026-405-6636
〃	小西 勝	381-0003	長野市大字穂保字表町32番地	026-477-7178
〃	廣瀬 繁	389-2253	飯山市大字飯山2239番地 1	090-3063-8782
監 事	香山 百合子	399-4511	上伊那郡南箕輪村6596の14	0265-78-6272
〃	土屋 眞一	390-1702	松本市梓川梓2247番地	0263-76-1111

支 部 長 名 簿

支 部 名	支 部 長 名	事 務 所 所 在 地
佐久支部	わたなべ 渡邊 ひろあき 博昭	〒389-0208 北佐久郡御代田町大字茂沢379番地13 (TEL 0267-46-1056)
上田支部	はやし 林 たつよし 辰幸	〒386-0025 上田市天神4丁目6番8号 (TEL 0268-23-8668)
諏訪支部	あかはね 赤羽 やすし 康志	〒392-0011 諏訪市赤羽根3-30 (TEL 0266-58-9765)
伊那支部	あかはね 赤羽 きみひこ 公彦	〒399-0421 上伊那郡辰野町大字辰野2155番地 (TEL 0266-41-3834)
飯田支部	しみず 清水 ひろし 博	〒395-0811 飯田市松尾上溝2810番地2 (TEL 0265-22-1171)
松本支部	おの 小野 きよひと 清仁	〒399-0002 松本市芳野1-3 (TEL 0263-27-3180)
長野支部	わだ 和田 ひでゆき 英幸	〒387-0011 千曲市杭瀬下三丁目86番地 (TEL 026-261-3360)
北信支部	ひろせ 廣瀬 しげる 繁	〒389-2253 飯山市大字飯山2239番地1 (TEL 090-3063-8782)

支 部 事 務 局

支 部 名	事 務 局 所 在 地
上田支部	〒389-0515 東御市常田613-2東 土屋事務所内 (TEL 0268-25-8720)
諏訪支部	〒392-0027 諏訪市湖岸通り4-8-7 河西ビル3F (TEL 0266-57-5503)
伊那支部	〒396-0015 伊那市中央5157-1 春日ビル2F (TEL 0265-73-2208)
松本支部	〒390-0821 松本市筑摩1丁目20-9 (社会保険労務士加藤事務所1階) (TEL 0263-87-3798)
長野支部	〒380-0836 長野市南県町1009-3 長野県行政書士会館2F (TEL 026-229-6388)

支部の名称及び区域

支部の名称	区 域
佐久支部	小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡
上田支部	上田市、小県郡、東御市
諏訪支部	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
伊那支部	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
飯田支部	飯田市、下伊那郡
松本支部	松本市、大町市、塩尻市、東筑摩郡、木曾郡、安曇野市、北安曇郡
長野支部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡
北信支部	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡

令和3・4年度 各部等担当者（6月28日の合同会議にて）

6月28日（月）ホテル国際21において、令和3年度の各部会等合同会議が開催されました。会議に先立ち、2年間にわたり各部・委員会を担当する先生方に、先日の総会において選出された山本会長より委嘱書が手渡されました。各部・委員会の先生方をご紹介します。

会長あいさつ



合同会議



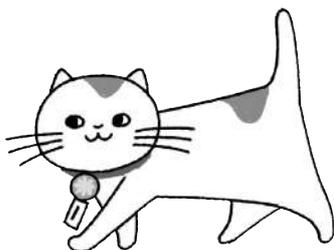
デジタル推進特別委員会



綱紀委員会（5名）



長田委員
小林副委員長
坂本委員長
山本会長
木内職務代理者



令和3・4年度 各部等担当者（6月28日の合同会議にて）

総務部（4名）



大前
部員
松島
部長
山本
会長
三浦
副部長

農林建設部（4名）



赤羽
副会長
上島
副部長
山本
会長
奈良木
部長
柳澤
部員
藤森
部員

運輸交通部（3名）



赤羽
副会長
山本
会長
廣瀬
部長
中塚
副部長
宮本
部員

国際部（3名）



赤羽
副会長
山本
会長
春日
部長
三浦
副部長
五味
部員

環境生安部（3名）



赤羽
副会長
山本
会長
久保田
副部長
小野
部長
伊藤
部員

研修部（4名）



萩原
副会長
山本
会長
渡邊
部長
西澤
副部長
鈴木
部員

令和3・4年度 各部等担当者（6月28日の合同会議にて）

法務部（4名）



高野
部員
木内
部員
山本
会長
荻原
副会長

広報部（4名）



吉田
部員
高木
部員
五味
副部長
小西
部長
山本
会長
赤羽
副会長

業務対策部（3名）



山本
部員
佐藤
部員
和田
部長
山本
会長
赤羽
副会長

ADRセンター（3名）



和
田
セ
ン
タ
ー
長
山本
会長
荻原
副会長

外国人材受入企業サポートセンター（2名）



春日
副
セ
ン
タ
ー
長
山本
会長
赤羽
セ
ン
タ
ー
長

デジタル推進特別委員会（5名）



小池
委員
大澤
委員
山邊
委員
山本
会長
甲田
副
委
員
長
土屋
委員
長
松島
副
委
員
長

長野県行政書士会 令和3・4年度各部等担当担当者名簿

長野県行政書士会

	総務部 (4名)	農林建設部 (4名)	運輸交通部 (3名)	国際部 (3名)	環状生安部 (3名)	研修部 (4名)	法務部 (4名)	広報部 (4名)	業務対策部 (3名)	ADRセンター (3名)	外国人材受入 企業サポーター センター(2名)	デジタル推進 特別委員会 (5名)	審記委員会 (5名)	監事 (2名)	申請取次 委員会 (4名)	苦情対策 委員会
佐久	麻生 直美	柳澤 祥子				◎渡邊 博昭	木内 拓郎	高木 陽子					□木内 和政			
上田		藤森 啓志	○中塚 千夏		伊藤 宗泰							◎土屋 帝 山邊 彬淑				
諏訪		○上島 聡		五味 直美		○木村 和彦	○五味 直美				◎赤羽 康志		◎坂本 勇喜		赤羽 康志 坂本 勇喜	
伊那				◎春日 博幸		二瓶 裕史	吉田 靖史			○二瓶 裕史	○春日 博幸	大澤 剛	平沢 友子	香山百合子	春日 博幸	
飯田					○久保田 学											
松本	◎松島 茂行 ○三浦 洋子	◎奈良木利邦		○三浦 洋子	◎小野 清仁		◎岡田 忠興		佐藤 勇樹 山本 博史	岡田 忠興		小池 孝明	長田 文雄	土屋 真一	三浦 洋子	◎松島 茂行
長野			宮本 徹			鈴木 潤		◎小西 勝	◎和田 英幸	◎和田 英幸		○甲田 裕作	○小林 良美			○和田 英幸
北信	大前進一郎		◎原瀬 繁			○西澤 秀友	高野 聡子									
担当正副会長	松島 茂行	赤羽 公彦	赤羽 康志	赤羽 康志	赤羽 公彦	萩原 政吉	萩原 政吉	赤羽 康志	赤羽 公彦	萩原 政吉	赤羽 康志	松島 茂行				

◎：部長・委員長・センター長
○：副部長・副委員長・副センター長
□：職務代理者

日行連総会

令和3年度日行連定時総会・日政連第41回定期大会が開催されました

副会長 赤羽 康志

令和3年度日行連定時総会と日政連第41回定期大会が、6月14日、15日の二日間の日程で、ホテルオークラ東京で開催されました。

例年、定時総会開催に先立って執り行われる表彰状授与式は、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し行われなかったこととなりましたが、長野会からは清水博会員が総務大臣表彰を受賞されました。

昨年度の事業・決算報告、新年度の事業計画・予算案について、各単位会の代議員から多くの質問が寄せられ、執行部が事前に配布した質問回答書のほか、当日の再質問への答弁が行われた後、すべて可決承認されました。

今年度の事業計画では、「デジタル化社会に順応できるようにする取り組み」「新型コロナウイルス感染症により多大な被害を被った国民と事業者の支援活動の推進」「裁判外紛争解決手続・成年後見制度の推進や、法教育推進委員会・暴力団等排除対策委員会・権利擁護推進委員会の活動により、行政書士の社会的地位の向上と持続可能な共生社会の実現を目指す」ことが重点課題として挙げられています。

また、今年度は役員改選の年に当たり、日行連の会長選挙が実施されました。

会長選挙の立候補者、常住豊候補（東京会）と中村利雄候補（千葉会）が代議員を前に所信表明をした後に投票が行われ、常住豊候補が再選されました。

翌朝9時に再開した定時総会では、新役員候補者が発表され、承認されました。

定時総会の全日程が終了した後、日政連第41回定期大会が行われ、運動経過報告・決算報告、令和3年度運動方針案・予算案は原案どおり可決承認、政治連盟新役員についても承認されました。



新規登録者必須研修会

前広報監察部長 和田 英幸

令和2年度の新規登録者必須研修会は新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、令和3年3月5日（金）長野会場17名（行政書士会館）、3月16日（火）松本会場25名（えんぱーく塩尻）の2会場で2組に分けて開催され、計42名の新規登録者が研修会に参加しました。

1 研修会スケジュールと講師（両会場とも）

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (1) 相談技法 | …二瓶裕史研修部員 |
| (2) 行政書士法・コンプライアンス | …渡邊博昭研修部員 |
| (3) 建設・産廃業務 | …古谷 豊研修部員 |
| (4) 農地・運輸業務 | …松島茂行副会長 |
| (5) 国際・風営業務 | …西澤秀友研修副部長 |
| (6) 権利義務関係 | …岡田忠興研修部長、和田英幸ADRセンター長 |

2 研修内容

『1. 相談技法』

- ① アイスブレイク
- ② コミュニケーションの必要性「ファシリテーション」「メディエーション」
- ③ 傾聴（アクティブ・リスニング）
- ④ クレーム対応と危機管理
- ⑤ 相談業務の流れ
- ⑥ イシュー（課題）、ポジション（要求）、ニーズ（本音）、「オレンジ事件」
- ⑦ 相談業務メモ（電話を受けた時のメモ、面接時の説明・聞き取りメモ）
- ⑧ 具体的な見積もりの必要性
- ⑨ コミュニケーションスキルのトレーニング
- ⑩ 無料相談会の相談者への参加
- ⑪ 相談業務の苦手意識を持たない

[二瓶講師から新規登録者へのメッセージ]

「物事は複雑に考えすぎないで単純に考えること、勝手に想像して決めつけないことも大切です。また、お客さんとは信頼関係が必要です。行政書士はいろいろな人と会えて、いろいろな場所に行くことができます。業務受注の入口である相談業務を恐れず、楽しい行政書士ライフを満喫してください。」



『2. 行政書士法・コンプライアンス』

- ① 行政書士法と目的・業務について
- ② 行政書士の独占業務…行政書士、行政書士法人でないものが禁止されている1条の2第1項の業務を行うと犯罪として処罰される（行政書士法19条、21条）
- ③ 官公署提出書類、権利義務・事実証明に関する書類、共同法定業務
- ④ 他士業の独占業務（弁護士法、司法書士法、税理士法、社労士法）に注意が必要
- ⑤ 争訟性のある事案、訴訟・調停その他紛争状態にある当事者の代理人として書類を作成すること
- ⑥ 独占業務（別表第一）は業務としてできない
- ⑦ 手続代理…代理による申請意思表示、事前協議での代理出頭、行政指導文書の代理請求（行政手続法35条2項）、行政指導への代理意思表示、審査基準の照会、早期決定の要望、処分等を求める申出の代理（行手法36条の3）行政指導の中止等を求める申出の代理（行手法36条の2）など
- ⑧ 聴聞代理（代理権の範囲に争いあり）
- ⑨ 不服申し立て手続代理（特定行政書士）
- ⑩ 契約書類の代理人作成（交渉において法的紛議にいたることが不可避である場合は注意）
- ⑪ 弁護士法72条と行政書士法業務（平成22年7月20日最高裁判決など）に注意
- ⑫ 行政書士の責務「誠実、信用、品位」（第10条）、依頼に応じる義務（第11条）、秘密を守る義務「守秘義務」（第12条）、研修「資質の向上」（13条の2）
- ⑬ 懲戒規定（第14条）、欠格事由（第2条の2）、登録の抹消（第7条）
- ⑭ 職務上請求書の使用について注意が必要（事案具体例）

[渡邊講師から新規登録者へのメッセージ]

「行政書士の世界によろこそ。行政書士の仕事はやればやっただけの見返りがある業務です。是非がんばって業界に新風を起こしてください。期待しています。」



『3. 建設・産廃業務』

- ① 建設業許可業務の概要（許可が必要な場合）
- ② 許可要件
- ③ 経營業務の管理責任者、専任技術者、財政的基礎、欠格要件
- ④ 手続の流れ
- ⑤ 建設業許可他の法令における工事業
- ⑥ 建設工事の内容と例示
- ⑦ 産業廃棄物の定義（20種の指定された廃棄物）
- ⑧ 特別管理産業廃棄物（医療系廃棄物等）
- ⑨ 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管）



⑩ 処分業

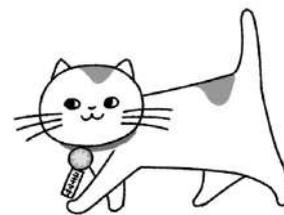
[古谷講師から新規登録者へのメッセージ]

「行政書士の仕事も時代とともに大きく変わってきています。それぞれのこれまでの経験を活かし、目の前のお客様からの信頼を得ることのできるよう頑張ってください。」



『4. 農地・運輸業務』

- ① 農林部関係業務
- ② 農地法許可申請（3条申請、4条申請、5条申請）
- ③ 農地転用届出（市街化調整区域）
- ④ 利用権設定申請
- ⑤ 農地の競売入札に係る適格証明申請
- ⑥ 除外申請（道路、赤線、青線）
- ⑦ 都市計画法29条の開発行為申請
- ⑧ 河川法、林地開発、景観条例、埋蔵文化財、墓地経営、国土利用法23条
- ⑨ 農地法の目的（法第1条）
- ⑩ 農地法第3条（農地を農地に移転）…農業者下限面積の条件、利用権設定、農機具、人員・許可を要する例（特定遺贈）
- ⑪ 農地法第4条（農地を農地以外に転用）
- ⑫ 農地法第5条（農地を農地以外に権利移転が伴う転用）
- ⑬ 許可の判断基準（立地基準、一般基準）
- ⑭ 農地転用許可申請の添付書類（土地改良区の意見書、資金計画、融資証明書、図面等）
- ⑮ 代理申請の委任状
- ⑯ 自動車登録・検査の仕組み
- ⑰ 新車登録、変更登録、移転登録、抹消登録（一時、永久）
- ⑱ 車庫証明申請
- ⑲ 封印委託



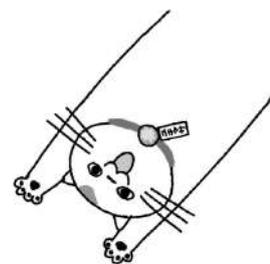
[松島講師から新規登録者へのメッセージ]

「新規登録者の皆さん研修お疲れ様でした。農地・運輸というのは依頼の可能性が高い業務だと思いますので、依頼があったら絶対に受注しましょう。受けてから研究しても十分間に合います。お客様に喜ばれる行政書士として活躍されることをご期待いたします。」



『5. 国際・風営業務』

- ① 国際業務
- ② 申請取次行政書士の届出
- ③ 外国人と在留資格（在留要件）、在留期間
- ④ 入国審査、旅券（パスポート）、査証（ビザ）
- ⑤ 帰化（法務局）、条件（住所、能力、素行、生計、日本語等）
- ⑥ 在留資格の種類と活動（別表第一、第二）
- ⑦ 在資格認定証明書交付申請書作成の例、注意点、取次者
- ⑧ 風俗営業業務（接待営業、遊技場営業）、風俗営業許可申請（生活安全課）
- ⑨ 営業所の図面
- ⑩ 関連する業務（食品営業許可申請、消防法等）



[西澤講師から新規登録者へのメッセージ]

「本研修会の講師は皆さんその道のエキスパートです。わからないことは遠慮なくお聞きください。集団の力は凄いパワーになりますので、一緒に集団を作りたいですね。また、健康には気を付けてください。個人経営は体が資本です。健康を害すると気力もなくなって業務に支障をきたします。新型コロナ感染にも気をつけましょう。」



『6. 権利義務関係』

- ① 相続手続きの流れ
- ② 自筆証書遺言書
- ③ 公正証書遺言
- ④ 遺言執行の実務
- ⑤ 相続法改正の概要
- ⑥ 配偶者の居住権保護、遺産分割等に関する見直し
- ⑦ 涉外相続（被相続者の本国法による）
- ⑧ 遺言書の作成～執行

[岡田講師から新規登録者へのメッセージ]

「行政書士業務は、範囲が広いわけですが、どの分野の専門家になるか重要だと思います。この研修会で興味のある分野を見つけてください。権利義務関係について、今後、涉外相続分野は行政書士にとって重要な分野になると思います。興味を持って広く勉強していただきたい。」



『7. ADRセンター関係』（裁判外紛争解決手続き）

- ① ADRの定義と概要、ADR法
- ② 長野県行政書士紛争解決センター
- ③ 調停人養成研修の効果
 - ・ 調停技法（スキル）による相談業務の充実（傾聴、交渉術）
 - ・ 相談員としての心得
 - ・ 法律相談の限界
 - ・ 交渉の準備
 - ・ 人によるコミュニケーションスタイル（人はそれぞれ違う、自分のタイプを知る）

〔和田ADRセンター長から新規登録者へのメッセージ〕

「人はそれぞれ考え方、性格、信条、育った環境など違います。忘れがちですがそこを理解することからコミュニケーションが始まります。特に、相談業務においては自分の考えを押し付けるのではなく、相手（お客様）の主張をよく聴く（傾聴）ことが大切と思います。」



新規登録者必須研修会は、これまで全過程を1会場で2日間に渡り実施していましたが、コロナ禍の中、令和2年度は人数を制限して2会場に分けてそれぞれ1日間で集約して実施されました。研修部長はじめ部員、講師の皆様には日程調整や講義内容にご苦勞いただいたと思います。受講者の皆様には業務エッセンスが詰まった中身の濃い研修内容を業務並びに今後の事務所経営に活かしていただくよう心から願うものです。

最後に、本会の山本準一会長から新規登録者への激励メッセージです。

「継続することが大切です。そして、何にでも積極的にチャレンジすること、様々な分野の研修に参加すること、時代の流れをつかむこと。そんな中で自分の得意分野が見つかり、新しい業務の発見につながり、人脈も広がっていくものです。社会のデジタル化への備えや対応、書類作成だけでなく、今後は行政書士として顧客に対して情報を与えるコンサルティング業務が重要と思います。」



長野会場（行政書士会館）



松本会場（えんぱーく塩尻）

受講生の紹介

〈質問事項〉

- ①趣味／特技
- ②好きな言葉
- ③自己PR／抱負



井出勇気 佐久支部

- ①筋トレ、サウナ
- ② The show must go on.
- ③業務を通じて地域経済・社会の発展・活性化に寄与できればと思います。よろしくお願いたします。



今井 栄 佐久支部

- ①散歩
- ②誠実・臨機応変
- ③長年の法人総務経験があり、小企業の経営相談を中心に、個人事業主の経営、助成金等の相談を行なっています。



山極秀一 佐久支部

- ①読書、ジョギング
- ②常に自己を磨き、成長しよう
(尊敬する経営者の言葉)
- ③依頼者に寄り添い、信頼関係を築き、頼りにされる行政書士を目指します。



臼田 聡 上田支部

- ①登山、旅行(史跡めぐり)
- ②経路の狭きところは、一歩をとどめて、人の行くに与えよ。
- ③知識も経験も浅く、これからですが、問題意識を持って取り組んでいきたい。



吉田 均 諏訪支部

- ①ウォーキング
- ②誠実
- ③何もかも、初めての事柄ばかりで戸惑うこともありますが、一つ一つ着実にステップUPしたいです。



伊藤野人 伊那支部

- ①音楽鑑賞、楽器演奏
- ②情けは人のためならず
- ③長野県行政書士会の一員として、日々邁進していきたいと思ひます。宜しくお願致します。



三澤礼子 伊那支部

- ①読書
- ②ローマは1日にしてならず
- ③行政書士業という、非常に広範に渡る分野の業務範囲の中で、一つでいいからこの分野は、自信を持って業務を受け、手続きが行えるようになりたいと思ひます。



征矢俊彦 伊那支部

- ①ゴルフ、カラオケ
- ②努力



天野有貴 飯田支部

- ①ランニング
- ②継続は力なり
- ③日々勉強しながら業務に取り組んでいます。宜しくお願致します。



木場 聡 飯田支部

- ①映画鑑賞
- ②苦しみを消すには、自分自身を変えるしかない
- ③建設業を主にやっております。行政書士って何やるの?とよく言われます。皆様知っていただけるように努め、気軽に相談いただける行政書士を目指します。



林 郁夫 飯田支部

- ①Rock, Jazz を聴くこと、旅行
- ② Younger Than Yesterday
- ③金融機関に勤務していました。定年退職後も行政書士業務を通じて地域に貢献できたらと思ひます。



木村希一 松本支部

- ① スキー、ドライブ、ゲーム制作
- ② 一期一会
- ③ 地域産業と福祉を中心にがんばりたいと思います。



竹内則義 松本支部

- ① オートバイに乗ること、水彩画を描くこと
- ② 経験は最上の教師である
(ただし、授業料が高すぎる)
- ③ 人に関わる業務がしたいと思います。
よろしくをお願いします。



宮澤哲也 松本支部

- ① 野球、アウトドア、ツーリング
- ② 信念、感謝
- ③ 正直・深切・愉快が信条です。



山岸修治 松本支部

- ① 読書、ウォーキング、ゴルフ
- ② 日是好日
- ③ 信頼されることを大切に経験を積んで、少しでも地域社会のお役に立てればと思います。



三溝重樹 松本支部

- ① サンプロ アルウィンでのサッカー観戦
- ② 報われない努力があるとすれば、それは努力とは言えない
- ③ 人生今が一番若い、だからこれから先も日々勉強の毎日を送りたいと思っています。



原 由美 松本支部

- ① 旅行、相撲観戦
- ② 誠実
- ③ 人とのつながりを大切に何事にも誠実に向きあっていきたいです。



古池 季 松本支部

- ① 大規模家庭菜園、電気を使った工作物
- ② 意志の存する処 方法あり
- ③ お客さまのメリットを最大限に活かすことの出来る事務所に努めます。



内川 隆 松本支部

- ① ゴルフ、ジョギング
- ② ユキマサくん
- ③ たくさんの分野があってなかなか大変な仕事ですが、相談をしていただいたお仕事についてはできるだけ受任していきたいと思っています。



平林節子 松本支部

- ① 温泉巡り、三国志作品の鑑賞
- ② ・進歩していない者は退歩している者である。
・あきらめたらそこで試合終了ですよ。
- ③ 楽観主義でまじめな所がとります。誠実に正確に迅速に業務に取り組んでいきたいと思っています。



東良義文 松本支部

- ① ロングウォーキング
- ② やさしい心でいつも対応
- ③ 昨年3月に県職員を退職し、新たな職場として行政書士を選びました。この数ヶ月基礎的なことを学んできました。今後はこれらの知識を生かし頑張っていきたいと思っています。



請地 誠 松本支部

- ① 旅行、ドライブ、登山
- ② 初志貫徹
- ③ 私は前の職を早期退職して、行政書士になりました。これから先、長い人生では様々なことがあるかと思いますが、人生楽しく、仕事を続けていきたいです。



大澤昇治 松本支部

- ① ガーデニング、バイクツーリング
- ② 継続は力なり
- ③ 微力ながら、「権利利益の実現に資する」ことをめざして、業務を行っていききたいと思います。がんばります。



寺坂 誠 松本支部

- ①整理整頓、断捨離、散歩、ハーブを育てる事
- ②誠実、公正中立
- ③税理士から行政書士に登録をしました寺坂です。行政書士業務は相続、補助金を中心に活動をしていきたいと思っています。未熟者ですが宜しくお願い致します。



丸山正行 松本支部

- ①資産運用
- ②運も実力のうち
- ③税理士として活動していましたが、この度、行政書士に登録させていただきました。1つ1つ丁寧な業務を心掛けていきたいです。



大賀 旭 松本支部

- ①読書
- ②チャレンジし続ける、成長し続ける、貢献し続ける
- ③語学力(日・中・英)を活し、地域の活性化、便利性に貢献します。



宇賀田伸彦 長野支部

- ①マラソン、競馬
- ②人間万事塞翁が馬
- ③地道にやろうと思います。よろしくお願ひします。



青木千幸 長野支部

- ①サッカー、長野パルセイロレディースの観戦
- ②本田監督の終了の挨拶の一言「地元愛」
- ③品位の保持



坂井厳司 長野支部

- ①ウォーキング、旅行
- ②堪忍は一生の宝
- ③第二の人生が始まり一年が過ぎようとしています。今後は、健康第一に、親切・丁寧な業務に努めます。



星野直信 長野支部

- ①歴史書読書
- ②自利利他
- ③毎月相続のセミナーを開催しています。一般の人に相続のイロハに感心と気付けが得られれば幸いです、地域への社会貢献活動として従事しています。



小池幸男 長野支部

- ①城郭研究(山城歩きなど)、写真(史跡めぐりなど)、旅行、カラオケ
- ②「やってみなければわからない」「ともかくやってみよう」「一期一会」
- ③宅建業に長く関わってきて、必要性を感じて(行政書士を)開業しました。今は農地法や相続関係を主に取り組んでいます。



眞篠幸平 長野支部

- ①溪流釣り
- ②その時その場に生きよ
- ③行政事務は巾広く、分からない事ばかりです。これから巾広い知識を身に付けたいと思います。



藤井美喜 長野支部

- ①エレクトーン演奏、ガーデニング
- ②一期一会
- ③私は今迄、子育て中心の生活でしたが、子供の大学受験の際、一緒に勉強して、行政書士になりました。今後は、世の中の皆様にお役に立てるよう誠心誠意頑張らせて参ります。



藤井寛二 長野支部

- ①ゴルフの練習(ラウンドではなく)、アコースティックギター
- ②継続は力なり(自分は苦手)
- ③夫婦二人で行政書士事務所を開業しています。お客様の想いをかなえるために、夫婦二人体制で一つの案件に臨んでまいります。



宮寄 忍 長野支部

- ①カメラ
- ②思考は現実化する
- ③「自分が仕事を楽しむ」という事を大切にしています。楽しみながら、様々な仕事を経験していきたいです。



山口 文 長野支部

- ① 100均ハンドメイド、一口馬主
- ② 努力は日々の積み重ね
- ③ 改正や状況の変化に柔軟に対応できるように日々勉強していきたい。



竹村純平 長野支部

- ① 映画鑑賞、ランニング
- ② 情けは人のためならず
- ③ 新しい補助金の業務など新しいことにも積極的に挑戦していきたいと思えます。



大谷好英 北信支部

- ① 音楽、旅行
- ② できない理由を言うな、できる方法を考えよ
- ③ 70歳のじいさんですが世の為少しでもお役に立てればと思ひ発起致しました。おかみの無理も承けていきたい。



森川浩市 北信支部

- ① 「ゴルゴ13」の本等を収集する事
- ② 君子は和して同ぜず、小人は同じて和せず
- ③ “サンデー毎日”の中、頭を休ませず生活の為、行政書士活動をしております。



長野会場



松本会場

新入会員登録証交付式

長野県行政書士会館にて、山本会長より新入会員へ登録証が交付され、記念撮影が行われました。

※敬称略、() 内は、所属支部名

4月12日（月）13：30～15：00（4月2日付登録：5名）

（後列左から）小坂明弘（松本） 中村祐一（松本） 北沢拓（飯田）



（前列左から）岡涼太郎（伊那）【会長】 丸山達也（松本）

4月22日（木）13：30～15：00（4月15日付登録：4名）

（後列左から）宮下真一郎（長野） 小松原豊（伊那）



（前列左から）上條利章（松本）【会長】 太田知孝（松本）

5月13日（木）13：30～15：00（5月1日付登録：5名）

（後列左から）近藤広志（長野） 小山さち子（長野） 山口栄子（松本）



（前列左から）山本博（長野）【会長】 金子春雄（松本）

5月27日（木）13：30～15：00（5月15日付登録：5名）

（後列左から）瀧澤重人（松本） 中野達也（松本） 青木友哉（長野）



（前列左から）大塚孝吉（上田）【会長】 岩崎富士代（長野）

6月10日（木）13：30～15：00（6月1日付登録：4名）

（後列左から）田中忍（松本） 平野義夫（伊那）



（前列左から）大澤智秋（飯田）【会長】 常盤正展（上田）

6月25日（金）10：30～12：00（6月1日付登録：1名、6月15日付登録：1名）



（左から）渡邊和彦（長野）【会長】 池田篤俊（松本）

事 業 報 告

長野信用金庫との包括的連携協定締結のご報告

前法務部長 柳澤 誠

本会は、令和3年3月22日に長野信用金庫との包括的連携に関する協定を締結致しました。本会ではこれまで「外部団体との関係性強化」という山本会長の方針の下、様々な金融機関や外部団体との関係性強化を進めて参りました。

この度、協定を締結致しました長野信用金庫は長野市に本店を置き、北信地域を営業エリアに持つ信用金庫です。この協定では、両者が包括的な連携のもと、地域の活性化と産業の振興を図るため相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的に、本会会員の派遣や各種相談会への参加、相互のネットワークを利用した中小企業等への支援、地域産業振興のために必要な支援を実施することとしております。具体的には第一弾として、事業での法人設立や各種許認可申請、市民生活における相続や成年後見等について、各分野に造詣の深い会員にご協力いただき市民の皆様の相談に乗っていただく「法務相談サービス」を開始致します。会員の皆様におかれましては、協定の趣旨をご勘案いただき、本会より要請がありました際にはご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。この事業を手始めに、様々な形での地域支援のための事業展開を進めて参りたいと思います。

本会は、今後も引き続き他金融機関や外部団体との関係性強化を進めるとともに、各種協定締結等を通じて会員に皆様にとりましても業務が行いやすい環境の整備を進めて参ります。

最後となりましたが、本協定締結に当たりご尽力をいただきました和田英幸理事に改めて感謝申し上げます。



包括的連携に関する協定書

長野県行政書士会（以下「甲」という。）と長野信用金庫（以下「乙」という。）は、地域社会の発展に寄与するため、互いに支援・協力することを合意し、本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、地域の活性化と産業の振興を図るため相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について互いに連携・協力し活動する。

- （1）甲に所属する会員の活用や派遣、各種相談会等への対応に関する事項
- （2）甲及び乙の有するネットワークを活用した中小企業等支援に関する事項
- （3）その他、地域産業振興、中小企業等支援及び地域支援のために必要な事項

（協議事項）

第3条 具体的な協力の形式、事業の具体的企画、役割分担、経費負担等については、両者の担当部署間において、その都度協議し決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定の連携に基づく活動によって、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、事前に相手方の同意を得たものを除き第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

- 2 本協定の連携における個人情報の取扱いについては、別途覚書を定めて対応することとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、甲乙の代表者が署名した日から令和4年3月31日までとする。

- 2 甲又は乙から有効期限満了日の1ヶ月前までに更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、同一の内容にて1年ごとに自動的に更新されるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 甲及び乙は、自らが、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団・その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
- (3) 脅威的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前各項に違反し、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、連携・協力の継続が不適切である場合、何らの催告を要せずに、本協定を解除することができる。なお、この場合は相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。また、本協定に関し疑義が生じた場合については、甲及び乙は誠実に協議を行い、円満な解決を図るものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、各々1通を保持する。

令和 3年 3月 22日

(甲) 長野県長野市大字南長野南県町1009番地3

長野県行政書士会

会 長

山田 淳一

(乙) 長野県長野市大字鶴賀133番地1

長野信用金庫

理 事 長

市川 公一

業 務 資 料

3資第414号

令和3年(2021年)3月29日

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長 様
長野県行政書士会会長 様

長野県環境部長

産業廃棄物処理業等の許可申請等に係る手引の改定について(通知)

このことについて、標記手引を下記のとおり改定したのでお知らせします。

記

1 改定した手引

- (1) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引(積替保管施設なし)
- (2) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引(積替保管施設あり)
- (3) 産業廃棄物処理施設・(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請の手引
- (4) 一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引
- (5) 再生利用業指定申請の手引
- (6) 有害使用済機器の保管等に関する届出の手引
- (7) 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請の手引
- (8) 自動車リサイクル法に基づく登録申請の手引
- (9) 自動車リサイクル法に基づく許可申請の手引
- (10) 「排出事業者、工事発注者、工事受注者、土地所有者等の講ずべき措置」の手引
- (11) 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の事業場外保管届出制度の手引
- (12) 長野県優良産廃処理業者認定制度の手引
- (13) 第一種フロン類充填回収業登録申請の手引
- (14) 廃棄物再生事業者登録の手引
- (15) 県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議の手引

2 主な改定内容

押印廃止に伴う記載・様式の変更、松本市中核市移行に伴う管轄地域振興局の記載の変更など所要の改定

※詳細は、別紙を御参照下さい。

3 施行年月日

令和3年4月1日

4 公開先ホームページアドレス

- 【(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業(積替保管施設なし) 許可申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/shisetsunashi/index.html>
- 【(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業(積替保管施設あり) 許可申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/shisetsuari.html>
- 【産業廃棄物処理施設・(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/sanhaishori.html>

- 【一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haiki/tebiki.html>
- 【再生利用業指定申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/tebiki/index.html>
- 【有害使用済機器の保管等に関する届出の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/yuugai/20180401.html>
- 【二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/20180327.html>
- 【自動車リサイクル法に基づく登録申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/jidosha.html>
- 【自動車リサイクル法に基づく許可申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/jidosha.html>
- 【「排出事業者、工事発注者、工事受注者、土地所有者等の講ずべき措置」手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/index.html>
- 【建設工事に伴い生ずる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の事業場外保管届出制度の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/kensetsukoji.html>
- 【長野県優良産廃処理業者認定制度の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/ninte/index.html>
- 【第一種フロン類充填回収業登録申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/furon.html>
- 【廃棄物再生事業者登録の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/tebiki/documents/saiseijigyousya.html>
- 【県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kengaisanpai/kengaisanpai.html>

担	当	資源循環推進課廃棄物審査係
		課長：伊東 和徳
		担当：山崎、小林、小松、河内、篠田、帯刀
電	話	026-235-7164
F A X		026-235-7259
電子メール		haikishinsa@pref.nagano.lg.jp

各手引の主な改定内容

改定した手引	主な改定内容
<p>(1)産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引 (積替保管施設なし)</p> <p>(2)産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引 (積替保管施設あり)</p> <p>(3)産業廃棄物処理施設・(特別管理)産業廃棄物処理業許可申請の手引</p> <p>(4)一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引</p> <p>(5)再生利用業指定申請の手引</p> <p>(6)有害使用済機器の保管等に関する届出の手引</p> <p>(7)二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請の手引</p> <p>(8)自動車リサイクル法に基づく登録申請の手引 (引取業・フロン類回収業)</p> <p>(9)自動車リサイクル法に基づく許可申請の手引</p> <p>(10)「排出事業者、工事発注者、工事受注者、土地所有者等の講ずべき措置」の手引</p>	<p>＜申請・届出手続全般に関するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全手引に共通 <ul style="list-style-type: none"> → 押印に関する記載 (本文・様式) の廃止 ○ (1)～(11)に共通 <ul style="list-style-type: none"> → 松本市中核市移行に伴う記載 (申請届出先等) の変更 ○ (3)「産業廃棄物処理施設…の許可申請等に必要な手続」 <ul style="list-style-type: none"> → 破砕機の入替えは施設設置許可申請又は施設変更許可申請の対象であることを明記。 <p>＜事業計画協議、事前確認手続に関するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (2)(5)「積替保管施設の設置に係る事業計画協議」(解説) / (3)(4)(5)「はじめに」 <ul style="list-style-type: none"> → 事業計画協議の要否について、管轄地域振興局に確認する旨追記。 ○ (2)(5)「事業計画協議手続のフロー」 <ul style="list-style-type: none"> (3)(9)「計画概要段階における手続のフロー」「計画詳細段階における手続のフロー」 <ul style="list-style-type: none"> → 条例で定められている期間 (公表縦覧期間、説明会周知期間、意見書提出期間など)、についての情報を追記 ○ (3)(9)「事業計画協議にあたっての留意点」 <ul style="list-style-type: none"> → 事業計画概要書の提出から事業計画概要説明会の開催までは最短でも約2か月を要する旨を追記 ○ (3)(4)「はじめに」「事業計画協議にあたっての留意点」 <ul style="list-style-type: none"> → 事前確認手続を行うタイミングは事業計画概要説明会終了後～事業計画書提出前が最適である旨追記 <p>＜添付書類に関するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (1) (表1) (表2)「収集運搬施設の概要を示す書類」(表3)「収集運搬車両」 ○ (2)(5) (表1) (表3)「収集運搬施設の概要を示す書類」(表4)「収集運搬車両」

改定した手引	主な改定内容
<p>(11)建設工事に伴い生ずる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の事業場外保管届出制度の手引</p> <p>(12)長野県優良産廃処理業者認定制度の手引</p> <p>(13)第一種フロン類充填回収業登録申請の手引</p> <p>(14)廃棄物再生事業者登録の手引</p> <p>(15)県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議の手引</p>	<p>→ 「○車検証のコピー」中の「操作担当者表」について、「各該当車両の運転操作担当者を示す任意様式の書類」との説明を追加</p> <p>○ (1) (表1)～(表3)「駐車場の概要を示す書類」</p> <p>(2) (表1) (表3)「積替保管施設の概要を示す書類」「駐車場の概要を示す書類」</p> <p>(3) 3-2「中間処分業・最終処分業に関する書類等」</p> <p>(5) (表1) (表3)「積替保管施設の概要を示す書類」「駐車場の概要を示す書類」、「10 添付書類等」</p> <p>→ 不動産登記の登記事項証明書及び公図の写しについて、「申請者が所有権を有しない場合、駐車場を使用する権原を有することを証する書面（賃貸借契約書のコピー等）を併せて添付」とし、申請者が所有権を有しない場合も登記事項証明書及び公図の写しの添付が必要なることを明確化。</p> <p>○ (1) (表3) / (2) (表4) / (5) (表4) 「役員等の変更」</p> <p>→ 商業・法人登記の履歴事項全部証明書の添付が不要な場合に政令使用人を追記</p> <p>○ (3) 「1-2-2」「3-1」「3-2」 / (4) 「1-2-2」</p> <p>→ 「設計計算書」について、「処理能力計算書・物質収支計算書など、処理能力等を説明する書類」との説明を追加</p> <p>○ (3)(4)「申請・届出等にあたっての留意点」 → 使用前検査申請書についての記載を追加</p> <p>○ (3)「3-2」 → 「処理施設に関する書類」の内容について、※6に説明を転記</p> <p>○ (1) 第3の1 (1) イ (イ)</p> <p>→ 「国税、県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料の納付を証する書類（様式第4号）」についての説明を※1～3で追加</p> <p>○ (1) 第1の1 (2) のオ</p> <p>→ 充填・回収に立ち会う者が有する資格等の例を表1に整理</p> <p>＜様式に関するもの＞</p> <p>○ (1)(2) 申請書の記載例（様式8、14、16） → 廃蛍光管についての記載を追加。</p> <p>○ (4) 「別紙2 後見等の登記事項証明書について」 → 削除</p> <p>○ (9) 「事業計画書及び収支見積書（破砕業）」（様式21）の「5. 保管の状況」に「圧縮（切断自動車）」についての欄を追加</p>

2長行第275号
令和2年3月29日

担 当 副 会 長
国 際 副 部 長
国 際 部 員 殿
支 部 長
支 部 国 際 部 会 長

長野県行政書士会

会 長 山本 準
申請取次委員会委員長 赤羽 康志



申請取次申出書等の様式変更のお知らせ

標記の件について、申請取次申出書等の提出書類の様式が変更になりましたのでお知らせいたします。新様式については、日行連会員サイト「連 con」に掲載されております。

また、新様式の運用開始日は令和3年4月1日（木）からとなります。運用開始から半年間（令和3年9月末まで）は移行期間とし、旧様式による申し出も受付いたします。

変更に伴い、ご不便やご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

【主な変更点】

- (1) 「経歴書」については、これまで新規届出済証明書交付希望会員の申出時のみ添付を求めていましたが、受付拒否事由に該当していないかを自己申告していただくための確認欄を設けたことから、今後は新規・更新のどちらにおいても確認することとします。
- (2) 新規届出済証明書交付希望会員が申出時において、「法人の社員又は法人の使用人行政書士」である場合には、当該法人の目的に「出入国関係申請取次業務」が規定されていることを確認するため、「登記事項証明書」の添付を確認することとします。
- (3) なお、新規・更新届出済証明書交付希望会員が申出時において、「使用人行政書士」である場合には、その使用者である行政書士又は行政書士法人の社員が取次資格を有していることを確認するため、代表者の届出済証明書（写し）の添付を確認することとします。

【整理番号	】	年 月 日
<h2 style="margin: 0;">申請取次申出書</h2>		
<small>(以下、該当する□にレ点)</small> <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新		
_____ 行政書士会会長 殿 <small>(フリガナ)</small>		
氏名 _____ (_____) (職印)		
<small>※「行政書士証票」の氏名欄のとおりに記載 (括弧内は表示がある場合のみ記載)。</small>		
<small>(性別) (国籍) (行政書士証票登録番号)</small>		
<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 _____		
<small>(生年月日) 西暦 _____ 年 月 日</small>		
<p>外国人の在留審査関係申請、在留資格認定証明書交付申請の取次ぎを行いたいので、所属する行政書士会を通じ管轄の地方出入国在留管理局長に対し、下記のとおり必要書類を添えて申し出ます。</p>		
<h3 style="margin: 0;">記</h3>		
1 事務所の概要		
(1) 名 称 _____ (Tel _____ - _____)		
(2) 所在地 (〒 _____)		
(3) 代 表 者 氏 名 _____		
2 届出を行う者の氏名 _____		
地位 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 使用人行政書士 <input type="checkbox"/> 行政書士法人社員		
3 添付書類 (新規及び更新の届出に共通。各1通。但し※印の(5)は更新・(8)は新規の届出のみに必要。)		
(1) 誓約書		
(2) 経歴書		
(3) 行政書士申請取次事務研修会又は行政書士申請取次実務研修会受講修了証の写し		
(4) 行政書士証票の写し		
(5) 届出済証明書の写し ※		
(6) 写真 (2cm×2cm) 2葉 (裏面に行政書士証票登録番号と氏名を明記すること。)		
(7) 代表者の届出済証明書の写し (使用人行政書士の場合)		
(8) 登記事項証明書 (法人の社員又は法人の使用人行政書士の場合) ※		
(9) 証明書返信用封筒 (長形3号封筒に簡易書留用の切手を貼付。)		
<small>(郵便番号・事務所所在地・事務所名・氏名・登録番号を明記。)</small>		

(注) 申出書にある、「1 事務所の概要」とある項目中、名称、所在地(電話番号)については、①行政書士法人の社員の場合は、所属する行政書士法人の事務所(当該事務所が従たる事務所である場合にはその旨)、②使用人たる行政書士の場合は、主な勤務先、③前各号以外の行政書士の場合は、行政書士事務所の必要事項をそれぞれ記載する。(以上は、行政書士証票と同一の記載となる。) また、左上隅の【整理番号】は単位会記入用。

誓 約 書

年 月 日

_____行政書士会会長 殿

行政書士証票登録番号

事務所名称

事務所所在地

氏 名 (職印)

私は、_____行政書士会会員として、行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等とともに、入管法施行規則に定める申請取次（以下、「申請取次」という。）に係る下記の事項について遵守承諾し、申請取次制度の適正かつ円滑な運営に協力することを誓約します。

違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

記

1. 許可を受けさせることを目的として、資料の内容が偽りであると知りながら提出しないこと。
2. 申請内容に係る虚偽の説明を行わないこと。
3. 申請人又は入管法上の代理人から直接依頼を受けることなく、第三者を介して依頼を受けた申請を取次がないこと。
4. 届出済証明書有効期間内に、前各項のいずれかに違背し、貴会から申請取次に係る処分を受けた場合、その旨を地方出入国在留管理局長に通知されること。
5. 届出後、受付拒否事由に該当した場合は、直ちに届出済証明書を単位会を通じ当該地方出入国在留管理局長に返納すること。

(注) 行政書士法人の社員の場合は、所属する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合にはその旨）の名称及び所在地を記入、使用人たる行政書士の場合は、主として勤務する事務所の名称及び所在地を記入すること。
なお、文中、「入管法」とは、出入国管理及び難民認定法をさす。

付録3 経歴書(記入例)

経歴書作成年月日をご記入ください。

経 歴 書

2021 年 4 月 1 日現在

ふりがな 氏名	しん とり た ろう 申 取 太 郎
生年月日 (西暦)	1970 年 1 月 1 日 生
ふりがな 事務所所在地 〒(105 - 0001)	とうきょうと みなとく とらのもん 東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス10階
電話	市外局番 (03) 6435 - 7330
他单位会への届出経験の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 (届出单位会名: 神奈川県) ・ <input type="radio"/> 無

該当する方に○印を付けてください。

単位会変更等により現所属単位会以外の単位会にて届出経験が「有」の場合は、右の「届出単位会名」欄にご記入ください。

<過去3年以内の受講歴> 日本行政書士会連合会行政書士申請取次事務・実務研修会の受講歴を、本欄にご記入ください。

研修区分	年	月
<input checked="" type="radio"/> 事務研修会(新規) ・ <input checked="" type="radio"/> 実務研修会(更新)	2019	3
<input type="radio"/> 事務研修会(新規) ・ <input checked="" type="radio"/> 実務研修会(更新)	2021	2
<input type="radio"/> 事務研修会(新規) ・ <input type="radio"/> 実務研修会(更新)		

<確認事項>

過去3年以内に、外国人の入国・在留手続に関し、都道府県知事による戒告又は所属単位会長による会員権停止処分若しくは廃業勧告処分を受けたことがありますか。	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
過去5年以内に、外国人の入国・在留手続に関し、都道府県知事による業務禁止又は業務停止処分を受けたことがありますか。	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
外国人の入国・在留手続に関し、刑事裁判で有罪判決を受けたことがありますか。	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
過去3年以内に、誓約事項に違反したことがありますか。	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
行政書士法及び関係法令並びに単位会会則、規則等に違反したことがありますか。	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
上記に該当がある場合は、詳細を本欄にご記入ください。()	

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申出者の署名及び押印/経歴書作成年月日

署名し押印の上、経歴書作成年月日をご記入ください。

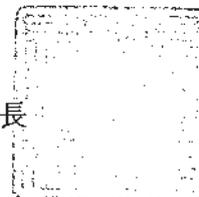
申 取 太 郎

職 印

2021 年 4 月 1 日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長



「建設業許可の手引」の改正について (通知)

このことについて、下記のとおり改正を行いました。
つきましては、会員各位への周知について御配意いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の理由

建設業法施行令の一部を改正する政令が令和 3 年 4 月 1 日から施行されること等に対応するとともに、建設業許可申請における手続を明確にすることで申請者の利便性の向上及び審査事務の適正な運用を図るため。

2 主な改正の内容

別紙のとおり

3 その他

県ホームページへ改正後の手引を掲載していますので、御活用ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/kyoka/shinse.html>

建設政策課建設業係
(課長)直江 崇 (担当)小林 和弘
電 話 026-235-7293 (直通)
F A X 026-235-7482
E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

建設業許可の手引 主な改正内容(R3.4)

ページ	改正項目	改正内容
36～41	技術者有資格コード一覧	資格の名称のうち「建設機械施工技士」を「建設機械施工管理技士」に変更し、変更に係る注釈を追加しました。
36～41	技術者有資格コード一覧	解体工事業の技術者の経過措置期間について、新型コロナウイルス感染症の影響のため期限が令和3年3月31日から令和3年6月30日に延長となった旨の記載を追加しました。
163	解体工事業の新設に伴う改正の概要	解体工事業の技術者の経過措置期間について、新型コロナウイルス感染症の影響のため期限が令和3年3月31日から令和3年6月30日に延長となった旨の記載を追加しました。

日行連発第 35 号
令和 3 年 4 月 12 日

各単位会長 様
各申請取次行政書士管理委員会等委員長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
中央研修所
所長 関口 隆夫
申請取次行政書士管理委員会
委員長 西川 剛史

届出済証明書の更新手続きにおける理由書及び
VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式における実務研修会修了証書の取扱いについて（お願い）

日頃より、本会事業の推進に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年度に予定していた集合型の申請取次関係研修会を全て中止いたしました。中止に伴い、実務研修会を受講できないまま、所持している届出済証明書の有効期限を迎える会員については、令和 2 年 12 月 10 日付・日行連発第 1192 号でご案内のとおり「理由書」提出により受講を猶予する更新措置を設けているところです。

申請取次関係研修につきましては、VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式に切り替えて、令和 3 年 2 月には 1 回目の実務研修会を実施いたしました。令和 3 年度も引き続き、集合型で実施していた時と同等数の受講者を受け入れる体制を整えた上で、VOD 方式による研修を実施することとしていますが、各会員の届出済証明書更新手続きに支障を来たすことがないように、令和 3 年度末までは、当該、理由書による更新措置を継続してまいります。

したがって、令和 3 年度中は「理由書」による更新手続きと従前のとおり修了証書による更新手続きが併存することとなります。また、今後は「理由書」による更新手続きを行った会員より、修了証書の事後提出も増加することが予想されますので、あらためて、「理由書」と実務研修会修了証書の取扱いを整理いたしました。別紙のとおり、ご連絡いたしますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

貴会におかれましては、貴会会員に周知いただきますとともに、各地方入管局への届出済証明書の申出手続きの円滑な実施にご協力いただけますようお願いいたします。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが何とぞよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別紙：届出済証明書の更新手続きにおける理由書及び VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式における実務研修会修了証書の取扱いについて
- ・別添①：届出済証明書の更新手続きにおける理由書及び VOD 方式における実務研修会修了証書の取扱い（図解）
- ・別添②：一部の外国籍等の申請取次行政書士の届出済証明書と更新について

以 上

届出済証明書の更新手続きにおける理由書及び
VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式における実務研修会修了証書の取扱いについて

1. 修了証書の取扱い

同一の実務研修会修了証書は、交付日から3年以内に有効期限が到来する届出済証明書の更新手続きに原則1回に限り使用することができることとします。

届出済証明書の更新手続きでは、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に、日行連が主催する申請取次実務研修会を1回以上受講し、実務研修会修了証書を取得していただくことが必要であるとしてきました。これは、単純に3年間に1回以上受講（修了）すれば良いとの主旨ではなく、原則3年間とされている届出済証明書の有効期間を一つの区切りとして、申請取次実務研修会を1回以上受講（修了）し、適切な申請取次業務の遂行に必要な知識等の維持・向上を求めるものです。実務研修会修了証書の交付日から3年以内であっても、一度、更新手続きに使用した修了証書は、次回の更新時には使用することができません。「理由書」によって更新手続きを行った方は、次回更新時までの期間内に改めて実務研修会を受講していただくことが必要です（別添①参照）。

なお、届出済証明書の有効期間が3年未満とされている方（例：在留期間が3年未満の外国籍会員等）については、3年未満の有効期間毎に申請取次実務研修会の受講を求めるものではなく、届出済証明書の有効期限から遡って3年間の間に受講した実務研修会修了証書を複数回使用できるとした取扱いは従前どおりです（別添②参照）。

2. 留意事項とお願い

(1) 「理由書」により更新手続きを行った会員の修了証書について

- 令和3年2月に実施したVOD方式の申請取次実務研修会について、3月11日に各受講者宛修了証書を発送いたしました。「理由書」により更新手続きを行った会員に対して、所属単位会当該修了証書の写しを速やかに提出するよう促しています。各会員より提出がありましたら、管理簿と突合の上、保管いただくようお願いいたします。

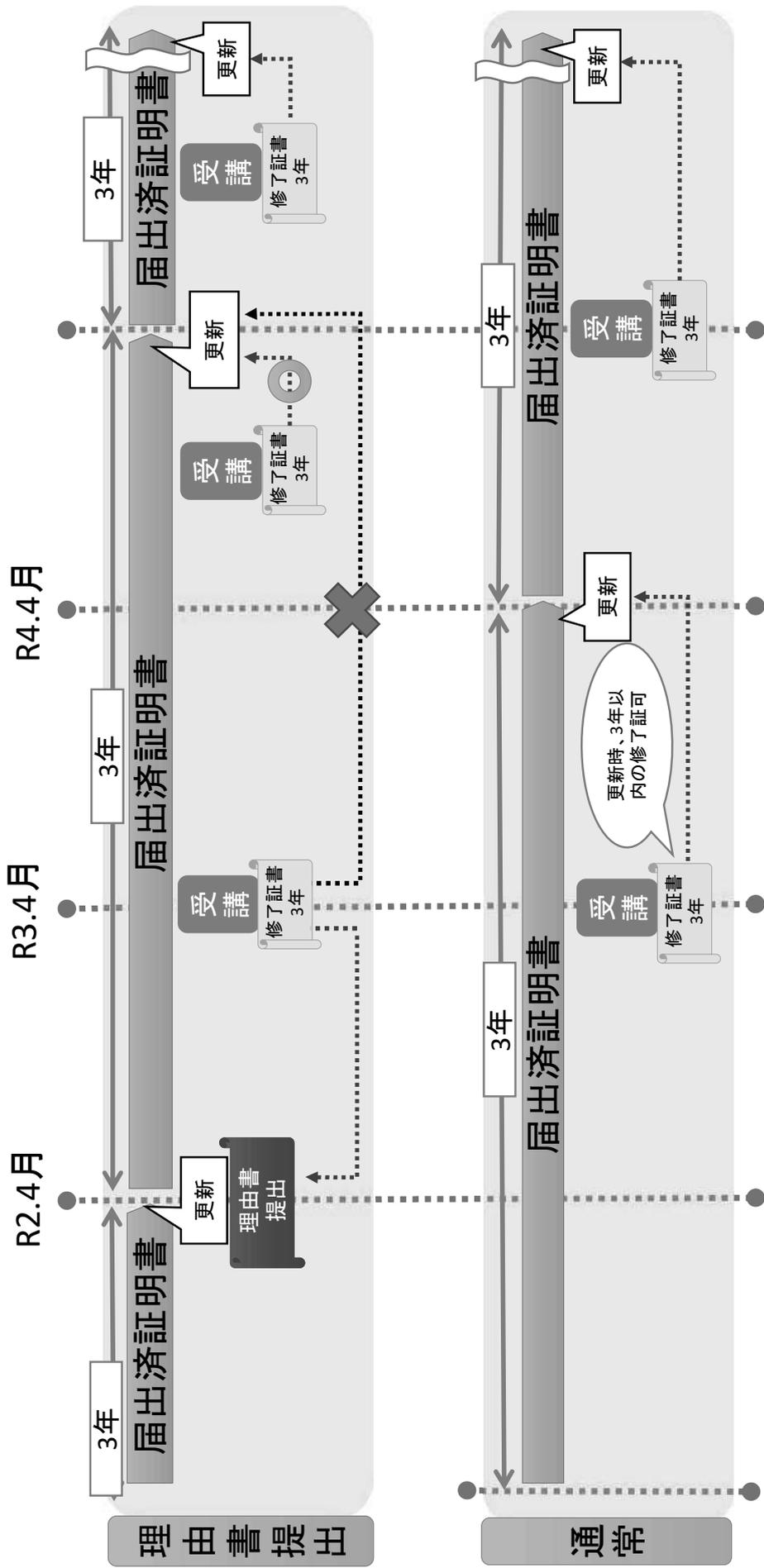
(2) 「理由書」による更新手続きについて

- 令和2年12月10日付・日行連発第1192号「令和2年度内開催・申請取次関係研修会の中止及び中止に伴い令和4年3月末日までに届出済証明書の有効期限を迎える会員への更新措置について（お願い）」で御案内のとおり、「理由書」による更新手続きを令和4年3月末日まで継続しています。引き続きのご対応をお願いします。

(3) 申請取次実務研修会の修了証書による更新手続きについて

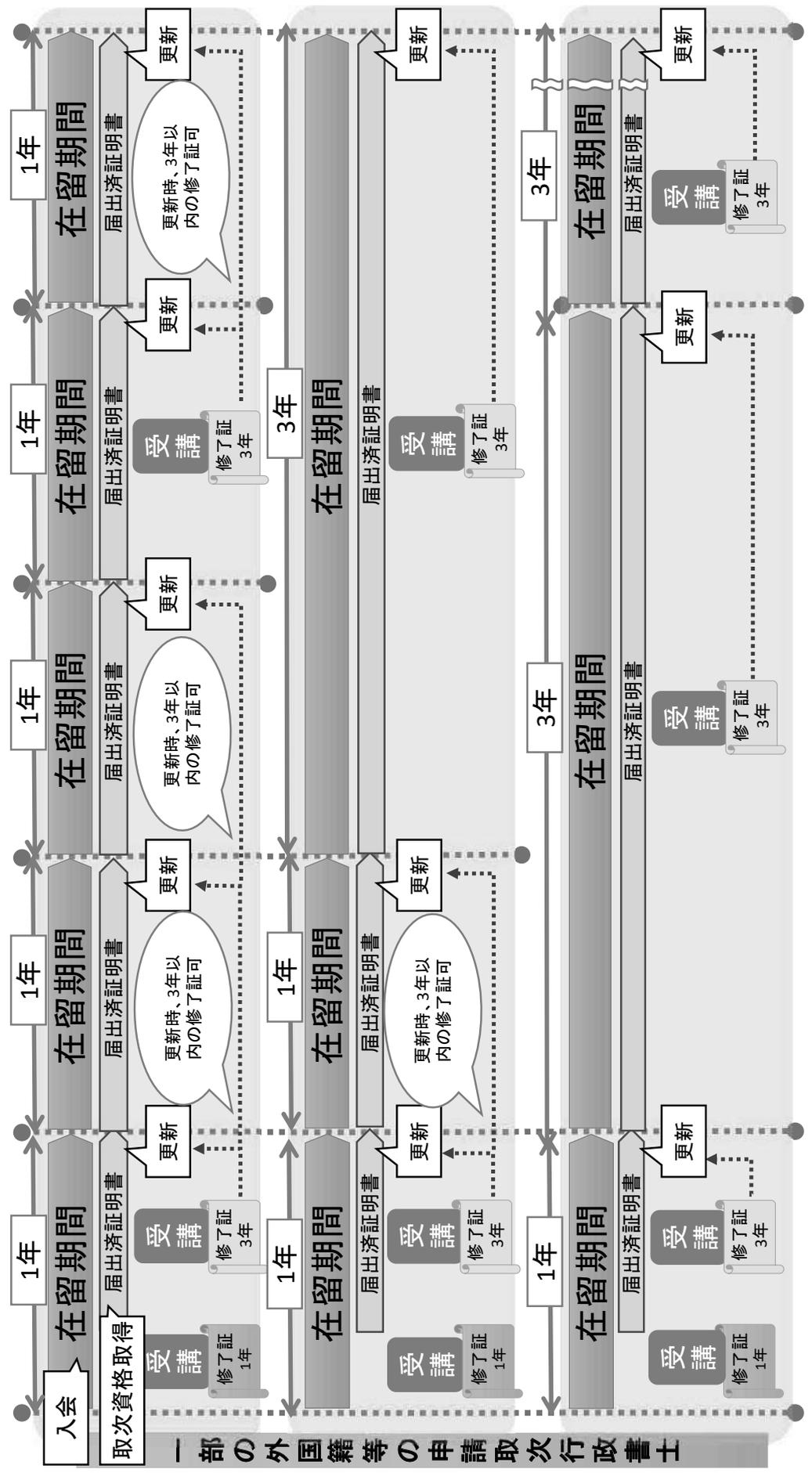
- 前述のとおり、すでにVOD方式の申請取次実務研修会の修了証書を交付しています。修了証書による更新手続きが増加するものと思われますので、従前どおり「申請取次事務処理の手引き」に則った処理をお願いいたします。
- また、前述のとおり、修了証書は原則として、交付日から3年以内に有効期限が到来する届出済証明書の更新手続きに原則1回に限り使用することができることとしています。令和2年度及び令和3年度中に「理由書」による更新手続きを行った会員による次回の更新申出の際には、添付される修了証書（写し）について、以前提出されたものと重複することがないように、ご確認をお願いいたします。

届出済証書の更新手続きにおける理由書及びVOD方式における実務研修会修了証書の取扱い



一部の外国籍等の申請取次行政書士の届出済証明書と更新について

実務研修にて交付する修了証の有効期間を一律3年間とすることで、国籍に関わらず受講頻度が均等になり、かつ能力担保上も問題は生じない。





3都第46号
令和3年(2021年)4月14日

(一社)長野県行政書士会 会長

長野県建設部都市・まちづくり課長

市街化調整区域における開発許可申請等について(通知)

日頃より本県の建築行政にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

本県では、市街化調整区域における良好な住環境を維持するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第41条第1項の規定に基づき「市街化調整区域の開発許可基準」の中で建築物の絶対高さや北側斜線制限を定めているところです。

今般、当課に提出された複数の許可申請において、北側斜線制限の検討基準となる「真北方向」を変更し、制限に適合しているかのように図面を作成、提出される事例がありました。

県としては、本事案及び同様の事案には、厳正に対処してまいります。

つきましては、再発防止のため、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

また、「市街化調整区域の開発許可基準」を添付しますので、あわせて貴会会員へ再度の周知にご配慮頂きますようお願いいたします。

担 当：都市・まちづくり課 都市計画係
(課長)高倉 明子
【開発担当】
(企画幹)塚本 哲(担当)澤井 丈典
電 話：026-235-7297
FAX：026-252-7315
電子メール：toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

市街化調整区域の開発許可基準

(目的)

第1 この基準は、市街化調整区域における開発行為について、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）及び都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年長野県条例第23号）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(景観への配慮)

第2 開発行為、建築物の建築及びそれらに付属する看板等は、形態・意匠が当該地域の景観に調和するよう配慮すること。

(当該周辺住民の利用に供する公益上必要な施設)

第3 法第34条第1号の公益上必要な施設に係る開発行為は、次の各号に適合するもので、自己の業務用のものであること。ただし、当該地域の実情等により知事が適当と認める場合はこの限りでない。

- (1) 対象事業又は対象施設は、別表1に掲げる周辺住民のための公共公益施設であること。
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所にあつては、敷地面積は1,000平方メートル以下とし、建築物の当該用途に供する部分の延べ面積は250平方メートル以下とする。
- (3) 同業種の施設が、当該開発に係る申請地を中心とする半径500メートル以内の区域内に存在しないこと。
- (4) 当該開発に係る申請地は、市街化区域から直線距離で250メートル以上離れていること。
- (5) 建築予定地は、既存集落（都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成16年長野県規則第36号）第6条第2項第1号に規定されているものをいう。次条において同じ。）の区域内又はその周辺であること。
- (6) 施設との併用住宅については、既存の住宅の一部を用途変更する場合に限る（診療所を除く。この場合診療所の用途に供する床面積が延べ床面積の過半以上を占めるものであること。）。

(当該地域住民の日常生活に必要な利便施設)

第4 法第34条第1号の日常生活に必要な利便施設に係る開発行為は、次の各号に適合するもので、自己の業務用のものであること。ただし、当該地域の実情等により知事が適当と認める場合はこの限りでない。

- (1) 対象事業又は対象施設は、別表2に掲げる日常生活に必要な物品小売販売業又は別表3に掲げる対象事業若しくは対象施設であること。
- (2) 敷地面積は500平方メートル以下とし、建築物の当該用途に供する部分の延べ面積は150平方メートル以下とする。

- (3) 同業種の店舗が、当該開発に係る申請地を中心とする半径 500 メートル（自動車一般修理業の場合は 1 キロメートル）以内の区域内に存在しないこと。
- (4) 当該開発に係る申請地は、市街化区域から直線距離で 250 メートル（自動車一般修理業の場合は 1 キロメートル）以上離れていること。
- (5) 建築予定地は、既存集落内であること。
- (6) 店舗併用住宅については、既存の住宅の一部を用途変更する場合に限る。

（鉱物資源、観光資源等の有効利用上必要な施設）

第 5 法第 34 条第 2 号に係る開発行為は、次の各号の一に適合するものであること。

- (1) 当該市街化調整区域に存する鉱物資源を採鉱、選鉱等するため必要な別表 4 に掲げる事業等の用に供するものであること。
- (2) 当該市街化調整区域で産出する原料を使用するため必要な別表 5 に掲げる事業等の用に供するものであること。
- (3) 観光資源の有効利用上必要な宿泊施設若しくは休憩施設又は観光資源の鑑賞のための展望台、その他観光資源の有効利用上必要なものであること。
- (4) 当該市街化調整区域の水の取水、導水、利水又は浄化のため必要なもの、その他当該市街化調整区域の水の有効利用上必要なものであること。

（農林水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な施設）

第 6 法第 34 条第 4 号に係る開発行為は、主として当該市街化調整区域において産出される農林水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な別表 6 に掲げる事業等の用に供するものであること。

（中小企業の共同化又は集団化に寄与する事業の用に供する施設）

第 7 法第 34 条第 6 号に係る開発行為は、中小企業高度化資金貸付制度による融資を受けるものであること。

（既存工場の事業活動の効率化を図るために必要な施設）

第 8 法第 34 条第 7 号に係る開発行為は、区域区分決定以前から存している工場又は法第 34 条各号の一の規定による許可を受けた開発行為に係る工場に、自己の生産物の原料若しくは部品の過半以上を依存しているもの又は自己の生産物の原料若しくは部品の過半以上を納入しているものであること。

（道路の円滑な交通を確保するために必要な施設）

第 9 法第 34 条第 9 号に係る開発行為は、次の各号の一に適合するものであること。

- (1) ドライブインは、貨物トラック・観光バス等の大型車及び普通車が利用できる食堂及び休憩所を有する沿道サービス施設であり、次の各号に適合するものであること。
 - イ バス等の大型車 20 台以上かつ乗用車 40 台以上が有効に駐車できる平面駐車場を有し、飲食物を提供するものであること。
 - ロ 物品販売部分を併設する場合は、地場産品等の土産物売場部分に限ること。
 - ハ 敷地は、国道に接していて、その国道から有効に出入りすることができるよう接道幅が確保されていること。

ニ 開発区域の隣地境界線及び道路境界線沿いに幅 2.5 メートル以上の緑地帯を設けること。

ホ 出入口の位置は、踏切及び信号のある交差点から原則として 20 メートル以上離れていること。ただし、2 以上の出入口が配置されている場合においては、主要な出入口以外の補助的に利用される出入口で、交通安全上支障がないと認められる出入口については、この限りでない。

(2) 給油所は、次の各号に適合するものであること。

イ 敷地は、幅員 6.5 メートル以上の道路に接していること。

ロ 出入口の位置は、踏切及び信号のある交差点から原則として 20 メートル以上離れていること。ただし、2 以上の出入口が配置されている場合においては、主要な出入口以外の補助的に利用される出入口で、交通安全上支障がないと認められる出入口については、この限りでない。

(3) 道路管理施設は、道路管理者が道路の維持、修繕その他管理を行うため設置するものであること。

(市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当な施設)

第 10 法第 34 条第 14 号に係る開発行為は、原則として「開発審査会運用基準」に適合するものとし、開発審査会の議を経たものであること。

(建築物の高さ等の指定)

第 11 法第 34 条各号に該当する開発行為について開発許可をする場合は、法第 41 条第 1 項の規定に基づき建築物の高さ等について次のとおり制限を定めるものとする。ただし、既存の建築物及び建築物等の機能上等やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(1) 予定建築物は、地盤面（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 2 項に規定する地盤面をいう。）からの高さが 10 メートルを超えないものであること。

(2) 予定建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 5 メートルを加えたもの以下であること。

附 則

(施行日)

1 この許可基準は、昭和 62 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この許可基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(旧基準の廃止)

2 市街化調整区域における大規模開発行為許可基準（平成 7 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この許可基準は平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この許可基準の施行の日以前に法第 29 条第 1 項又は法 43 条第 1 項の規定により許可の申請をした者の当該申請に係る許可については、従前の基準を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この許可基準は平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この許可基準は平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

別表1（周辺住民のための公共公益施設）

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校及び中学校 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、児童厚生施設及び放課後児童健全育成事業に供する施設 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設に限る）、老人福祉センター並びに小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に供する施設

別表2（日常生活に必要な物品小売販売業）

飲食物品小売業 医薬品・化粧品小売業 農耕用品小売業 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く） 書籍・文房具小売業 たばこ・喫煙具専門小売業 機械器具小売業

別表3

一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く） 自動車一般整備業 一般飲食店 理容業 美容業 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 農林漁業団体事務所 農林漁業生活改善施設

別表4

貴金属業 鉄業 石炭業 原油業 希有金属業 石炭選別業 採石業 天然ガス業 軽金属業 亜炭業 砂利採取業 壺業原料用鉱物業 非鉄金属業 粘土業

別表5

セメント製造業 粘土かわら製造業 生コンクリート製造業 砕石製造業 練炭・豆炭製造業 舗装材料製造業

別表6

畜産食料品製造業 砂糖製造業 精穀・製粉業 水産食料品製造業 でん粉製造業 きのこと製造業 果実かん詰製造業 動植物油脂製造業 製材業 野菜かん詰製造業 配合飼料製造業 農産保存食料品製造業



3 建政第 24 号
令和 3 年（2021 年）4 月 23 日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長

「経営事項審査申請書作成の手引」の改正について（通知）

このことについて、経営事項審査申請者の利便性向上を図るため、下記のとおり改正を行いました。

については、会員各位への周知について御配意ください。

記

- 1 主な改正内容
別紙のとおり

- 2 その他

県ホームページに改正後の手引を掲載しますので、御活用ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/shinsa/shinsei.html>

長野県建設部建設政策課建設業係
担 当 諏訪 孝治（課長）小林 萌奈（担当）
電 話 026-235-7293（直通）
F A X 026-235-7482
E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

令和3年4月改訂版「経営事項審査申請書作成の手引」 主な改正内容

ページ	改正箇所	改正内容
7, 64	「その他の審査項目」の評点 (W) 項目追加	・「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (W10)」についての項目を追加しました。
9~11	申請書等の押印についての文言削除 「監査の状況」「技術者」「技能者」等の確認書類	・申請書等の押印についての記載を削除しました。 ・「監査の状況」「技術者」「技能者」等について、確認書類について追加しました。
13	「提出書類の作成方法」の「(1) 書類作成上の注意」	・申請書等については代表者の押印は不要ですが、代理人が申請する場合は委任状に代表者印が必要である旨を追加しました。
29~31	「その他の審査項目」の記載方法	・項番 52~53 について、公認会計士等の要件と経過措置の概要を追加しました。 ・項番 61、62 について記載方法及びCPD単位取得数の算出方法等を追加しました。
38	「法定外労働災害補償制度導入」と「防災活動への貢献の状況」の概要	・法定外労働災害補償制度の導入ありの要件として、「中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者」と契約を締結していることを追加しました。 ・防災活動への貢献の状況について、任意様式の加入証明書を発行している団体を追加しました。
41~44	「技術者資格区分表」の区分と備考	・「一級技士補」を資格区分に追加しました。 ・一級技士補の資格について備考欄に追加しました。 ・解体工事業の経過措置期限について、「令和3年6月30日まで」に修正しました。
70~71	「(11) 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (W10)」の評点の算出方法	・「その他の審査項目 (W)」の「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (W10)」について、評点の算出方法を追加しました。
全体	「経営事項審査申請書作成の手引」の全般	・例示として使用している審査基準日等を最新のものに更新しました。 (例：P5の「結果の有効期間」について審査基準日を令和2年3月31日から令和3年3月31日に訂正)

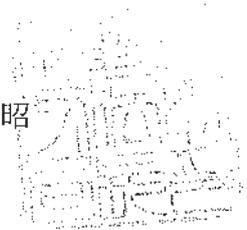


長野法総第451号

令和3年5月10日

長野県行政書士会長 殿

長野地方法務局長 後藤 芳昭



公証人役場の移転について

この度、下記のとおり伊那公証人役場が移転しましたのでお知らせします。

記

- 1 役場名 伊那公証人役場
- 2 移転日 令和3年5月6日(木)
- 3 移転先 〒396-0023
伊那市山寺298番地1 福祉まちづくりセンター3階
- 4 電 話 0265-73-8622
- 5 FAX 0265-73-8622



事務連絡
令和3年6月9日

長野県行政書士会 御中

一般財団法人 長野県自動車標板協会

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様
ナンバープレートの申込終了に伴う交付代行及び頒布業務に
おける取扱いについて（周知のお願い）

初夏の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

皆様方には日頃より、当協会の業務につきまして、ご理解・ご協力を
賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナン
バープレートにつきましては、申込期限を令和3年9月30日、交付（頒
布）期限を令和3年11月30日とされているところです。

これを踏まえまして、当該ナンバープレートの申込締切及び交付可能
期間について、別添「チラシ」のとおりとなりますので、傘下会員及び
自動車ユーザー等への周知をお願いいたします。

なお、長野県においては、軽自動車のナンバープレートは、「黄色」に
戻ることを申し添えます。



TOKYO 2020
OFFICIAL LICENSED
PRODUCT

[期間限定] 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 特別仕様ナンバープレート



■ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートは、次のお申し込みの締切りをもって交付を終了いたします。

申込		申込締切
予約センター 窓口	抽選対象希望番号	令和3年9月17日(金) 窓口業務終了まで
	一般希望番号	令和3年9月30日(木) 窓口業務終了まで
	交換・再交付	
インターネット	抽選対象希望番号	令和3年9月14日(火) 24時まで
	一般希望番号	
	交換	

申込締切後は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートの申込はできなくなりますのでご注意ください。また、毀損、汚損等による再交付も申込できません。再交付の際は、交付可能な他の種類のナンバープレートに交換していただくか、番号変更をしていただくこととなります。

■ 9月13日(月)以降に申込完了(入金確認済み)となった申込は、次のとおり、通常より繰り下げられた交付可能期間となります。

申込完了日	交付可能期間
令和3年9月13日(月)～15日(水)	令和3年10月4日(月)～令和3年11月4日(木)
令和3年9月16日(木)～21日(火)	令和3年10月11日(月)～令和3年11月10日(水)
令和3年9月22日(水)～27日(月)	令和3年10月18日(月)～令和3年11月17日(水)
令和3年9月28日(火)～30日(木)	令和3年10月25日(月)～令和3年11月24日(水)

交付終了に伴いお申込みの集中が予想されることから、申込締切に近いお申込みについては、交付可能期間を通常より繰り下げることといたしましたのでご注意ください。

一般社団法人全国自動車標板協議会

お知らせ

長野県行政書士会会則施行規則の一部改正について

(令和3年3月8日理事会議決)

(改正理由)

行政書士の社会的地位の向上を図るため、行政書士制度の推進、新たな職域を開発するとともに、他士業や民間企業等による行政書士業務侵害への対応、非行政書士の排除を目的とした業務対策部を、また、急速な社会経済のデジタル化に対応し、かつ国や県等からの情報収集、日行連との連携を図るデジタル推進特別委員会を設置するため。

○長野県行政書士会会則施行規則（昭和61年4月1日）を一部を次のように改正する。

新	旧
<p>(業務組織)</p> <p>第11条 会則第52条の2の規定により、 本会業務の適正な運営を図るため、次に掲げる組織を置く。また、必要に応じて特別委員会を置くことができる。</p> <p>(1) 正副会長会 (2) ～ (9) 略 (10) <u>広報部</u> (11) <u>業務対策部</u> (12) <u>長野県行政書士紛争解決センター</u> (13) <u>長野県外国人材受入企業サポートセンター</u> (14) <u>デジタル推進特別委員会</u></p> <p>(業務分掌等)</p> <p>第12条 前条の規定による組織の業務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (9) (略) (10) <u>広報部</u></p> <p>① 会報の発行、ホームページの管理 その他広報活動に関する事項</p>	<p>(業務組織)</p> <p>第11条 会則第52条の2の規定により、 本会業務の適正な運営を図るため、次に掲げる組織を置く。また、必要に応じて特別委員会を置くことができる。</p> <p>(1) 正副会長会 (2) ～ (9) 略 (10) <u>広報監察部</u> (新設) (11) <u>長野県行政書士紛争解決センター</u> (12) <u>長野県外国人材受入企業サポートセンター</u> (新設)</p> <p>(業務分掌等)</p> <p>第12条 前条の規定による組織の業務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (9) (略) (10) <u>広報監察部</u></p> <p>① 会報の発行、ホームページの管理 その他広報活動に関する事項</p>

<p>(削除) ※業務対策部へ業務を移管</p> <p>(削除) ※業務対策部へ業務を移管</p> <p>(11) <u>業務対策部</u></p> <p>① <u>行政書士制度の推進及び啓発、並びに行政書士法及び関係士業の法規に関する調査、研究、伝達に関する事項</u></p> <p>② <u>会員の業務品質の向上及び業務提供における適正な報酬の調査及び指導に関する事項</u></p> <p>③ <u>関係各部等との連携により、行政書士の職域の確保及び新規業務の拡充に関する事項</u></p> <p>④ <u>非行政書士の排除に関する事項</u></p> <p>(12) <u>長野県行政書士紛争解決センター</u></p> <p>(以下略)</p> <p>(13) <u>長野県外国人材受入企業サポートセンター</u></p> <p>(以下略)</p> <p>(14) <u>デジタル推進特別委員会</u></p> <p>① <u>関係各部等との連携により、行政手続の電子化における県、市町村及び関係団体への行政書士活用の働きかけ並びに情報収集に関する事項</u></p> <p>② <u>行政書士業務に関わる情報通信技術</u></p>	<p>② 行政書士法及び関係士業の法規に関する調査、研究、伝達に関する事項</p> <p>③ 非行政書士による業務の監察に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>(11) <u>長野県行政書士紛争解決センター</u></p> <p>(以下略)</p> <p>(12) <u>長野県外国人材受入企業サポートセンター</u></p> <p>(以下略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p><u>についての調査、研究及び研修に関する事項</u></p> <p>③ <u>長野県行政書士会における会務及び会議、研修等のデジタル化の推進に関する事項</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>(以下略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和3年3月8日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>(以下略)</p>
---	---

3長行第91号
令和3年7月29日

長野県行政書士会
個人会員・法人会員 各位

長野県行政書士会
会 長 山本準一
業務対策部長 和田英幸

会員名簿掲載内容の確認について

標記の件について、本会では今年度令和3年度版会員名簿を作成し、会員各位に配布いたします。

つきましては、会員名簿への掲載内容について全会員に確認したいと思いますので、下記の欄に記入の上、本会事務局へ8月12日までにFAX又はEメールにてご連絡ください。(連絡が無い場合は、これまでに本会に報告されている情報を掲載します。)

本会事務局 FAX 026-224-1305

Eメール gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

なお、この連絡をもって行政書士法第6条の4所定の変更登録申請とは扱いません。事務所所在地等を変更した会員は、すみやかに申請することが義務付けられています。

支部名 _____

氏 名 _____

会員番号 入会年月日	登録番号 登録年月日	氏 名 事務所名称	〒事務所所在地 Eメールアドレス	電話番号 FAX	主要業務
					行政書士以外の 類似資格
			〒		

※記載上の注意

主要業務例

建設…建設業、農地…農地法、廃棄…廃棄物、風営…風営・飲食、国際…国際業務、

運輸…運輸交通、相続…相続業務、成年…成年後見、法人…法人関連手続

※主要業務は、上記業務例から6業務お選び下さい。

行政書士以外の類似資格の凡例

税理…税理士、司法…司法書士、土地…土地家屋調査士、建築…建築士、社会…社会保険労務士、

宅地…宅地建物取引士、公認…公認会計士、不動…不動産鑑定士、弁理…弁理士、測量…測量士、

測補…測量士補、1級…1級建築士

※行政書士以外の類似資格については、従来6種記載しておりましたが、システムの変更により令和3年度版会員名簿より2種記載となりますので、ご了承下さい。

令和3年春の褒章

本会元副会長宮澤良康氏（諏訪支部）は、多年にわたる行政書士としての功績が認められ、去る6月7日諏訪市のホテル鷺乃湯において褒章伝達式が行われ、黄綬褒章を受章されました。衷心よりお祝い申し上げますとともに、今後ますますのご健勝とご活躍を祈念いたします。



日行連常任会長 宮澤会員



（後列）日行連水野副会長 山本会長

令和3年度総務大臣表彰

本会前副会長清水博氏（飯田支部）は、多年にわたる行政書士としての功績が認められ、令和3年度総務大臣表彰を受賞されました。衷心よりお祝い申し上げますとともに、今後ますますのご健勝とご活躍を祈念いたします。



清水会員



令和 3 年度行政書士試験のご案内

- 1 試験日及び時間 令和3年11月14日(日) 午後1時～午後4時まで
- 2 試験会場
JA長野県ビル 長野市南長野北石堂町1177-3
松本歯科大学 塩尻市広丘郷原1780
- 3 受験手数料 7,000円

資格は
未来を運ぶ。

令和3年度
行政書士試験

試験日：令和3年11月14日(日)

試験案内・受験票書の配布期間	受験票書の受付期間
窓口配布 令和3年 7/26(月) ▶ 令和3年 8/27(金) 各都道府県庁、各都道府県行政書士会館	インターネット受付 令和3年 7/26(月) ▶ 令和3年 8/24(火) 午前9時から 午後5時まで
郵送配布 令和3年 7/26(月) ▶ 令和3年 8/20(金) 必選 請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局 「(一財)行政書士試験研究センター」試験課 ※7月5日(月)から受験票書の配布の請求を受け付けます。 発送は配布開始日(7月26日(月))以降となります。	郵送受付 令和3年 7/26(月) ▶ 令和3年 8/27(金) 当日消印有効
	受験資格 年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験できます。 合格発表 令和4年1月26日(水)

問合せ先 総務大臣指定試験機関 一般財団法人行政書士試験研究センター
電話:03-3263-7700 (試験専用照会ダイヤル)
ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要である場合に限り行使できるとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員の皆様におかれましては、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「行政書士法」、日行連の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則等」の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めて頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、職務上請求書の払出し方法につきましては、本会事務局へお問い合わせください。

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,700円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,700円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸籍謄本等職務上請求書 (新様式・A 4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ）」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID）」と「パスワード」が必要になります。

0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

1. 会員専用ページ

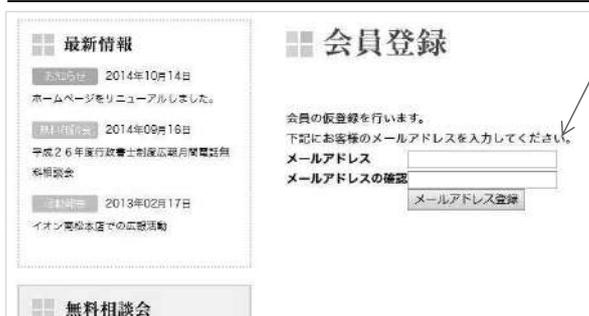


IDとパスワードを入力します。

ログインID：会員番号
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

2. 会員仮登録ページ



受信できるメールアドレスを入力してください。
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

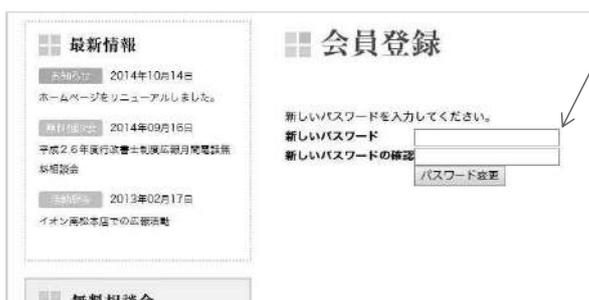
3. パスワード再登録メール



パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

4. 会員本登録ページ



新しいパスワードを入力します。
次回以降、設定したパスワードでログインをします。
忘れないように管理してください。

会 議 報 告

□新規登録者必須研修会

- 1 と き 令和3年3月16日(火)
- 2 と ころ 塩尻市、えんぱーく塩尻
- 3 出 席 者 松島副会長、岡田部長、西澤副部長、渡邊、土屋、二瓶、古谷各部門、新会員25名
- 4 内 容
 - (1) 相談技法
 - (2) 行政書士法・コンプライアンス
 - (3) 建設・産廃業務
 - (4) 農地・運輸業務
 - (5) 国際・風営業務
 - (6) 権利義務関係
- 5 講 師 研修部員

□日行連関地協国際業務連絡会 (zoom)

- 1 と き 令和3年3月17日(水)
- 2 出 席 者 赤羽副会長、春日部長

□長野信用金庫との包括的連携に 関する協定締結式

- 1 と き 令和3年3月22日(月)
- 2 と ころ 長野市、長野信用金庫本店
- 3 出 席 者 山本会長、松島副会長、柳澤法務部長、和田広報監察部長

□中小企業団体中央会への訪問

- 1 と き 令和3年3月22日(月)
- 2 と ころ 長野市、中小企業団体中央会
- 3 出 席 者 山本会長、松島副会長、柳澤法務部長

□決算監査

- 1 と き 令和3年4月8日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長・政連会長、宮下総務部長、赤羽政連幹事長、林、小林各監事

4 監査執行状況

令和2年12月1日から令和2年3月31日までの業務推進状況及び、一般会計、斡旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、4月14日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

□表彰選定会議

- 1 と き 令和2年4月8日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
 - (1) 令和3年度表彰者の選定について
 - (2) その他

□東京入管新甲府出張所長就任 ご挨拶訪問

- 1 と き 令和2年4月9日(金)
- 2 と ころ 甲府市、東京入管甲府出張所
- 3 出 席 者 春日国際部長

□台風19号災害の被災者に対する 建築・住宅に関する総合相談会

- 1 と き 令和3年4月10日(土)
- 2 と ころ 長野市、柳原総合市民センター
- 3 出 席 者 宮下長野支部長

□正副会長会

- 1 と き 令和3年4月14日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項・報告事項
 - (1) 理事会の議題について
 - (2) その他

理事会及び支部長会

- 1 と き 令和3年4月14日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、佐藤、渡邊、柳澤、関、上島、赤羽、春日、深澤、岡田、奈良木、宮下、和田、高田各理事、大槻運輸交通部長、小口、若林各支部長

4 会議事項

- (1) 令和2年度事業報告及び決算について(監査報告)
- (2) 未納会費の欠損処分について
- (3) 行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う長野県行政書士会会則の一部を改正する会則(案)について
- (4) 令和3年度事業計画(案)及び予算(案)について
- (5) 令和3年度表彰者の決定について
- (6) 令和3年度定時総会等の進行計画(案)について
- (7) その他

5 協議事項

- (1) 支部会費について

選挙管理委員会

- 1 と き 令和3年4月21日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 向田委員長、宮下副委員長、春原、常盤、那須、長田、外谷場、春日各委員

4 会議事項

- (1) 令和3年度会長選挙立候補者について
- (2) 会長選挙事務について
- (3) その他

総会等運営会議

- 1 と き 令和3年5月18日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 正副会長、各部長・センター長、総務副部長、総務部員、政連副会

長、宮本、山田各会員

4 会議事項

- (1) 令和3年度定時総会等の運営について
- (2) その他

台風19号災害の被災者に対する建築・住宅に関する総合相談会

- 1 と き 令和3年5月22日(土)
- 2 と ころ 長野市、柳原総合市民センター
- 3 出席者 宮下長野支部会員

一日合同行政相談所

- 1 と き 令和3年5月28日(金)
- 2 と ころ 松本市、井上百貨店本店
- 3 出席者 小池孝明松本支部会員

日行連定時総会

- 1 と き 令和3年6月14日(月)、15日(火)
- 2 と ころ 東京都、ホテルオークラ
- 3 出席者 山本会長、赤羽(康)、松島、荻原各副会長、小野理事

黄綬褒章伝達式

- 1 と き 令和3年6月7日(月)
- 2 と ころ 諏訪市、ホテル鷺の湯
- 3 受章者 宮澤良康諏訪支部会員
- 4 出席者 山本会長、日行連常任会長、日行連水野副会長、日行連毛利事務局長、井上事務局長

正副会長会

- 1 と き 令和3年6月9日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽(康)、松島、荻原、赤羽(公)各副会長

4 会議事項

- (1) 行政書士会の人事について
- (2) 会務全般について
- (3) その他

理事会

- 1 と き 令和3年6月28日(月)

- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽（康）、松島、荻原、赤羽（公）各副会長、渡邊、土屋、上島、木村、春日、久保田、小野、奈良木、三浦、和田、鈴木、小西、廣瀬各理事
- 4 会議事項
(1) 部長、副部長、部員の選任について
(2) その他

□合同会議

- 1 と き 令和3年6月28日(月)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 正副会長、理事、綱紀委員、各役員、各委員
- 4 会議事項
(1) 部長、副部長、部員の選任について
(2) その他

□総務部会

- 1 と き 令和3年6月28日(月)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 松島部長、三浦副部長、麻生、大前各役員
- 4 会議事項
(1) 令和3年度事業計画について
(2) その他

□農林建設部会

- 1 と き 令和3年6月28日(月)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 赤羽（公）副会長、奈良木部長、上島副部長、柳澤、藤森各役員
- 4 会議事項
(1) 令和3年度事業計画について
(2) その他

□運輸交通部会

- 1 と き 令和3年6月28日(月)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 赤羽（康）副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本役員

- 4 会議事項
(1) 令和3年度事業計画について
(2) その他

□国際部会

- 1 と き 令和3年6月28日(月)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 赤羽（康）副会長、春日部長、三浦副部長、五味役員
- 4 会議事項
(1) 令和3年度事業計画について
(2) その他

□環境生安部会

- 1 と き 令和3年6月28日(月)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 赤羽（公）副会長、小野部長、久保田副部長、伊藤役員
- 4 会議事項
(1) 令和3年度事業計画について
(2) その他

□研修部会

- 1 と き 令和3年6月28日(月)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 荻原副会長、渡邊部長、西澤副部長、鈴木役員
- 4 会議事項
(1) 事業計画の具体的な内容・日程等について
(2) 特定行政書士法定研修について
(3) その他

□法務部会

- 1 と き 令和3年6月28日(月)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 荻原副会長、木内、高野各役員
- 4 会議事項
(1) 令和3年度事業計画について
(2) その他

□広報部会

- 1 と き 令和3年6月28日(月)

- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 赤羽（康）副会長、小西部長、五味副部長、高木、吉田各部長
- 4 会議事項
 - (1) 令和3年度事業計画及び予算について
 - (2) 会報152号について
 - (3) 行政書士制度広報月間について
 - (4) その他

□業務対策部会

- 1 と き 令和3年6月28日(月)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 赤羽（公）副会長、和田部長、佐藤、山本各部長
- 4 会議事項
 - (1) 令和3年度事業計画について
 - (2) その他

□ADRセンター会議

- 1 と き 令和3年6月28日(月)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 荻原副会長、和田センター長
- 4 会議事項
 - (1) 令和3年度事業計画及び予算について
 - (2) その他

□デジタル推進特別委員会

- 1 と き 令和3年6月28日(月)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 土屋委員長、甲田副委員長、山邊、大澤、小池各部長
- 4 会議事項
 - (1) 事業計画及び予算について
 - (2) オンライン会議及び意見交換に用いるアプリについて
 - (3) 具体的な活動内容、予算の配分について
 - (4) 次回委員会の日程及び方式

□綱紀委員会

- 1 と き 令和3年6月28日(月)

- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 坂本委員長、小林副委員長、木内職務代理者、長田委員
- 4 会議事項
 - (1) 綱紀委員長、副委員長、職務代理者の互選について
 - (2) その他

□関地協会長会（書面議決）

- 1 と き 令和3年7月1日(木)
- 2 出席者 山本会長
- 3 会議事項
 - (1) 令和2年度事業報告及び決算報告について
 - (2) 令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
 - (3) 令和3年度日行連関東地方協議会役員を選任について
 - (4) 日行連定時総会に伴う報告を要する事項について
 - (5) 日行連関東地方協議会顕彰について

□法務部会

- 1 と き 令和3年7月5日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、岡田部長、木村副部長、木内、高野各部長
- 4 会議事項
 - (1) 令和3年度事業計画の実施について
 - (2) その他

□ADRセンター会議

- 1 と き 令和3年7月9日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、和田センター長、二瓶副センター長、岡田運営委員
- 4 会議事項
 - (1) 令和3年度事業計画及びADRセンターの運営について
 - (2) その他



会長あいさつ

長野県行政書士政治連盟

会長 山本 準一

令和3年度長野県行政書士政治連盟の定期大会において会長に再任されました。今後も本会と協働して行政書士制度向上発展のため引き続き努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

先般6月4日より、行政書士法の一部改正の法律が施行されました。第1条に「国民の権利利益の実現に資する」という目的が明記されました。この背景には近年行政書士が社会貢献事業を多く行っており、その法的根拠として法に定めて明確にすべきとのことから実現されたものです。災害発生時において被災自治体や被災住民への支援、成年後見での高齢者支援、障がい者や外国人への支援、ADRでの紛争解決の援助等の活動が増えてきています。

その法改正の手續審議の中で令和元年11月26日に開催された、衆議院総務委員会で、政府参考人として出席した総務省自治行政局の高原剛局長（当時）の答弁を抜粋してご紹介します。

『被災地において生活再建に向けた各種行政手續が発生することが予想される中、被災者の一刻も早い生活再建を実現するためには各種手續を行う窓口の充実は必要不可欠であり、そうした手續の運営にあたりまして業務に精通した行政書士の協力が重要でございます。』

総務省では、近年の地震や豪雨、台風による災害の発生に当たっても、日本行政書士会連合会に対して行政書士の支援を要請するとともに、被災した各都道府県への行政書士の活用について周知を行ってまいりました。

これを受けて、今年の台風第15号については千葉県行政書士会が、台風第19号については長野県行政書士会や静岡県行政書士会等の9県の行政書士会が被災自治体や被災者のために無償での支援を行ったと連合会から伺っているところでございます。』

このように社会貢献活動や、国民の権利利益を実現するという目的の下で活躍する行政書士へは多様化する社会情勢の中で行政側からの要請による活用が多くなるものと予想されます。

そして本年度も会員の皆さまが職域の拡大により多くの業務ができるよう、法改正も含め、各界に向けて大いに活動してまいり所存ですので、よろしくお願いいたします。

結びに会員の皆さまのご発展とご健勝を祈念申しあげまして、就任のあいさつとさせていただきます。

定期大会開催報告

令和3年度定期大会が5月25日（火）午後2時30分より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

- 1 司 会 佐藤総務副部长
- 2 正 副 議 長 議 長 山田 訓之代議員（佐久支部）
副議長 宮本 徹代議員（長野支部）
- 3 議事録署名人 良川泰章代議員（長野支部）、本藤公彦議員（長野支部）

4 議案審議

第1号議案	令和2年度事業報告	賛成多数により可決承認されました。
第2号議案	令和2年度決算報告	賛成多数により可決承認されました。
第3号議案	規約の一部を改正する規約（案）	賛成多数により可決承認されました。
第4号議案	令和3年度運動方針（案）	賛成多数により可決承認されました。
第5号議案	令和3年度予算（案）	賛成多数により可決承認されました。
第6号議案	役員を選任	下記の者が選任されました。（敬称略）

会 長

長野支部 山本 準一

副会長

上田支部 土屋 勝浩
松本支部 松島 茂行
長野支部 和田 英幸

幹事長

伊那支部 赤羽 公彦

幹 事

佐久支部 渡邊 博昭 荻原 政吉
諏訪支部 赤羽 康志 上島 聡 木村 和彦
伊那支部 二瓶 裕史（副幹事長）
飯田支部 久保田 学
松本支部 岡田 忠興 小野 清仁
奈良木利邦 三浦 洋子
長野支部 鈴木 潤 岡部満喜夫（副幹事長）
北信支部 廣瀬 繁

会計監事

伊那支部 香山百合子
松本支部 土屋 眞一



議案説明（土屋副会長）



新役員あいさつ

長野県行政書士政治連盟のページ

規約改正について

令和3年度定期大会（5月25日開催）で「長野県行政書士政治連盟規約の一部を改正する規約」が議決されましたので、お知らせいたします。

長野県行政書士政治連盟規約の一部を改正する規約

（改正理由）

行政書士会の会員数が減少していることに鑑み、各支部において、財政基盤を安定化させかつ自治機能を的確に発揮できるような会員数を確保し、会員として享受すべき権利の機会均等化を図るため。

改 正 案	現 行																														
<p>第22条 本連盟に支部を置き、本連盟と会員との連絡に当たるものとする。 2 支部の名称及び区域は、別表のとおりとする。 （以下略）</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">支部の名称及び区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支部の名称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東信支部</td> <td>小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡、上田市、東御市、小県郡</td> </tr> <tr> <td>諏訪支部</td> <td>岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡</td> </tr> <tr> <td>南信支部</td> <td>伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、飯田市、下伊那郡</td> </tr> <tr> <td>中信支部</td> <td>松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、木曾郡、北安曇郡</td> </tr> <tr> <td>北信支部</td> <td>長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡、中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡</td> </tr> </tbody> </table>	支部の名称	区 域	東信支部	小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡、上田市、東御市、小県郡	諏訪支部	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	南信支部	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、飯田市、下伊那郡	中信支部	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、木曾郡、北安曇郡	北信支部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡、中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	<p>第22条 本連盟に支部を置き、本連盟と会員との連絡に当たるものとする。 2 支部の名称及び区域は、別表のとおりとする。 （以下略）</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">支部の名称及び区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支部の名称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐久支部</td> <td>小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡</td> </tr> <tr> <td>上田支部</td> <td>上田市、東御市、小県郡</td> </tr> <tr> <td>諏訪支部</td> <td>岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡</td> </tr> <tr> <td>伊那支部</td> <td>伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡</td> </tr> <tr> <td>飯田支部</td> <td>飯田市、下伊那郡</td> </tr> <tr> <td>松本支部</td> <td>松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、木曾郡、北安曇郡</td> </tr> <tr> <td>長野支部</td> <td>長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡</td> </tr> <tr> <td>北信支部</td> <td>中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡</td> </tr> </tbody> </table>	支部の名称	区 域	佐久支部	小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡	上田支部	上田市、東御市、小県郡	諏訪支部	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	伊那支部	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	飯田支部	飯田市、下伊那郡	松本支部	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、木曾郡、北安曇郡	長野支部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡	北信支部	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡
支部の名称	区 域																														
東信支部	小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡、上田市、東御市、小県郡																														
諏訪支部	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡																														
南信支部	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、飯田市、下伊那郡																														
中信支部	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、木曾郡、北安曇郡																														
北信支部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡、中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡																														
支部の名称	区 域																														
佐久支部	小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡																														
上田支部	上田市、東御市、小県郡																														
諏訪支部	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡																														
伊那支部	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡																														
飯田支部	飯田市、下伊那郡																														
松本支部	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、木曾郡、北安曇郡																														
長野支部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡																														
北信支部	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡																														

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

長野県行政書士政治連盟のページ

佐久市長・小諸市長表敬訪問

副会長 土屋 勝浩

◇佐久市 柳田清二市長表敬訪問（3月26日午後1時半）

佐藤照明総務部長 土屋孝総務課長同席

まず、最初に山本会長より、日頃の行政書士会の活動に対する理解への感謝を申し上げ、併せて支部再編について、佐久支部は上田支部と統合したうえで、来年の4月からは名称を東信支部へ変更する旨を説明しました。

柳田市長からは、令和元年東日本台風災害の際、罹災証明書発行における行政書士会の協力について感謝の言葉がありました。また、現在、犯罪被害者支援に関する条例を検討中ということで、制定後は行政書士会にも協力していただきたいとの要請があり、山本会長は、弁護士法に抵触しない範囲で協力する旨を約束しました。

また、佐久支部の佐藤支部長からは、コロナ禍での事業として県の依頼を受け、持続化給付金の支給申請に係る協力も行ってきた実績を説明。今後、農業の6次産業化や外国人の在留資格に関する分野でも行政との協力が可能であり、更に行政書士を活用してもらいたい旨のお願いをさせていただきました。



◇小諸市 小泉市長表敬訪問（3月26日午後3時）

小泉市長が行政書士会員ということもあり、最初から打ち解けた雰囲気での懇談が行われました。コロナ禍で都会から地方への人口流入が始まり、テレワークの拠点整備やデジタル人材の育成等、現在の小諸市の取り組みについて説明を受けました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応については、人権に配慮した情報発信が大切であるという見解を示され、情報を扱う我々行政書士にも同じことが言えるので注意が必要であるとのアドバイスを頂きました。

1時間ほどの懇談の後、市長室に通され全員で記念撮影を行い、市長表敬訪問の全ての日程は終了しました。



就任のごあいさつ

この度、5年間事務局長を務められた木内洋介氏の後を受けて、4月1日付けで事務局長に就任致しました井上雅彦と申します。

この3月末で長野県職員を定年退職し、長野県行政書士会にお世話になることとなりました。もとより微力ではありますが、精励恪勤する所存ですので、よろしくお願い致します。

会員の動き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者— 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
伊那支部	3. 4. 2	岡 涼太郎	上伊那郡箕輪町	松本支部	3. 4. 2	丸山 達也	松本市
松本支部	3. 4. 2	中村 祐一	松本市	飯田支部	3. 4. 2	北沢 拓	飯田市
松本支部	3. 4. 2	小坂 明弘	安曇野市	松本支部	3. 4. 15	上條 利章	松本市
松本支部	3. 4. 15	太田 知孝	松本市	長野支部	3. 4. 15	宮下真一郎	須坂市
伊那支部	3. 4. 15	小松原 豊	駒ヶ根市	長野支部	3. 5. 1	山本 博	須坂市
松本支部	3. 5. 1	山口 栄子	松本市	長野支部	3. 5. 1	小山さち子	長野市
松本支部	3. 5. 1	金子 春雄	塩尻市	長野支部	3. 5. 1	近藤 広志	千曲市
上田支部	3. 5. 15	大塚 孝吉	東御市	長野支部	3. 5. 15	岩崎富士代	長野市
松本支部	3. 5. 15	瀧澤 重人	松本市	長野支部	3. 5. 15	青木 友哉	長野市
松本支部	3. 5. 15	中野 達也	松本市	飯田支部	3. 6. 1	大澤 智秋	下伊那郡豊丘村
上田支部	3. 6. 1	常盤 正展	上田市	松本支部	3. 6. 1	田中 忍	松本市
伊那支部	3. 6. 1	平野 義夫	上伊那郡宮田村	長野支部	3. 6. 1	渡邊 和彦	須坂市
松本支部	3. 6. 15	池田 篤俊	安曇野市				

—退会者—

所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日
長野支部	小林 隆一	3. 3. 31	松本支部	北村 武郎	3. 3. 31	松本支部	深澤 累榮	3. 3. 31
伊那支部	村上 資昌	3. 3. 31	上田支部	金井 亮三	3. 3. 31	伊那支部	大塚 史朗	3. 3. 5
伊那支部	下島 陽子	3. 3. 31	諏訪支部	矢島 利行	3. 3. 31	松本支部	山口わか子	3. 3. 12
松本支部	萩原 哲子	3. 3. 31	佐久支部	依田 利夫	3. 3. 31	諏訪支部	小口 敬一	3. 3. 26
長野支部	早川 徹	3. 3. 31	松本支部	小松 直幹	3. 3. 30	松本支部	三輪信一郎	3. 3. 31
諏訪支部	原 一	3. 3. 31	諏訪支部	小林 喜次	3. 4. 30	長野支部	福本 洌	3. 6. 4
佐久支部	倉科 淳	3. 6. 10	伊那支部	丸山 宏高	3. 6. 28	佐久支部	青木 孝之	3. 6. 30
佐久支部	小林 一也	3. 6. 30						

—単位会変更—

熊本県行政書士会より移転（R3.4.1）佐久支部 高木 陽子
愛知県行政書士会へ移転（R3.7.1）長野支部 春原 義昭

—法人会員—

行政書士法人F&Partners 長野事務所（松本市本庄一丁目3番10号）・廃止年月日 R3.1.3
行政書士法人F&PartnersCENTRAL 長野事務所（松本市本庄一丁目3番10号）・
入会年月日 R3.1.4
行政書士法人大槻事務所（伊那市荒井4464番地2）・入会年月日 R3.3.29

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

気賀沢 朝 文 殿（伊那）

令和3年3月

編集後記

ワクチン接種がはじまり、長かったコロナ禍も漸く出口が見えてきたように思います。まだまだ油断は禁物ですが、今からコロナ禍が終息したコロナウイズ社会への準備を始めておこなってはなりません。

たとえば、コロナ禍によって、Zoomなどリモートシステムの活用が急激に普及しましたが、さらに今後、顧客からは、Zoomを単にリアルの代用日として利用するにとどまらず、これを駆使して、これまでになかったサービスを実現することが求められるでしょう。

そこで、本会では新たに「デジタル推進特別委員会」が設けられ、急速に進むデジタル化への対応を担っていただくことになりました。広報部も連携して、会員の皆さんに有益な情報をお届けするよう努めてまいります。

（広報部長 小西 勝）

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町 1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <https://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行者 会 長 山本 準一

編集者 広報部長 小西 勝

印刷 三和印刷(株)

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 部

広報部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について

(1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

(2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

(3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限ります。(肖像権等ご注意ください。)

3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報監察部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報監察部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報監察部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

おかげさまで

(弊社調べ)

民間分析機関受付実績

No.1

建設業経営状況分析は ワイズ公共データシステムへ

選べるプラン

分析料金

9,400 円～

※1

感染症対策に

電子申請・電子データ受取なら
外出不要！事務所内で完結

※2

建設業ソフトもお得にご利用いただけます

経審 / 許可 / 変更届 / 工事経歴 /
評点シミュレーション / 電子申請 まで！
ソフトはワイズ公共データシステムホームページから
無料でダウンロードいただけます。

(ソフト CD 送付をご希望の方は ☎ 026-232-1145 までご請求ください。)



●長野県行政書士会の先生方へ●

長野県行政書士会様とは平成 28 年 2 月 15 日に業務提携をさせていただきました。
行政書士登録後 5 年間は全ての機能を無料にてご利用いただけます。
また、登録後 5 年以上経過している会員様でもワイズ公共データシステムへの
年間 1 件の経営状況分析申請により、翌年も無料でご利用いただけます。

※1. 記載の金額はエコノミープランを選択 + ISO取得業者様の場合の申請料金です。 ※2. 初回電子申請の際はお申込みが必要です。

経営状況分析に関する資料を無料にて送付します ☎ 026-232-1145

<経営状況分析機関>

wisePDS

<システム開発・販売>

wise

ワイズ公共データシステム株式会社

国土交通省登録経営状況分析機関 登録番号4
本社：〒380-0815 長野市田町 2120-1 TEL.026-232-1145 FAX.026-232-1190 MAIL:info@wise-pds.jp
営業所：北海道営業所・大阪営業所・福岡営業所

株式会社ワイズ

本社：〒380-0803 長野市三輪 1-8-14 TEL.026-266-0710 FAX.026-266-0845
MAIL:info@wise.co.jp サポートダイヤル：TEL.050-5491-1112